日医発第 336 号(保 81) 平成 25 年 7 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長 横 倉 義 武

材料価格基準の一部改正等について

平成25年6月28日付厚生労働省告示第216号(以下、本告示という。)をもって 材料価格基準の一部が改正されるとともに、同日付保医発0627第2号厚生労働省保 険局医療課長通知(以下、本通知という。)をもって「診療報酬の算定方法の一部改 正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)等の 一部が改正され、平成25年7月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」(平成25年6月27日付保医発0627第3号)の添付資料1ページ及び26~27ページに掲載されている医療機器が区分A2、C1及びC2として保険適用されたことによるものです。(平成25年7月16日付日医発第337号(保82)をご参照下さい。)

つきましては、今般発出された告示・通知による改正内容について、貴会会員に 周知くださるようお願い申し上げます。

なお、今回の材料価格基準の改正に伴う実施上の留意事項等につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

- 1. 官報(平25.6.28 号第6077号抜粋)
- 2.「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(平25.6.27 保医発0627第2号 厚生労働省保険局医療課長通知)
- 3. 新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等(日本医師会医療保 険課)



○厚生労働省告示第二百十六号 診療報酬の算定方法(平成二十年以生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料 及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次のように改正 し、平成二十五年七月一日から適用する。 平成二十五年六月二十八日 厚生労働大ド 田村 憲久 別表日区分の57回③を次のように改める。 ③ カップ・ライナー一体型 ア カップ・ライナー一体型(II) 87,900円 イ カップ・ライナー一体型(皿) 94,200円 22,400円 (4) 位置情報表示装置(プローブ・ドリル) 別表T区分112川を次のように改める。 (1) シングルチャンバ ① 標準型 733,000円 ② MRI対応型 781,000円 別表1区分118に次のように加える。 (3) アダプター 256,000円 別表

正区分

133に次

のように

加える。 19,100円 (19) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル 別表T区分139を次のように改める。 139 組織拡張器 31.200円 (1) 一般川 (2) 乳房用 32,100円 別表T区分146冏を次のように改める。 (3) 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) / 標準型 1,620,000円 1,850,000円 ② 血管分岐部対応型

別表エに次のように加える。

178 神経再生誘導材

179 気管支用充填材

180 陰圧創傷治療用カートリッジ

181 人工乳房

別表区的に次のように加える。

388,000円 7,400円 21,000円

69,400円

146 大動脈用ステントグラフト	平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで	1,970,000円
(3) 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)	平成26年3月31日まで 	
② 血管分岐部対応型		
(莱事法承認番号)		
22400BZX00516000		
Land Advantage (1997)	I	

添付資料2

保医発0627第2号 平成25年6月27日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の 留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号)の一部が平成25年厚生労働省告示第216号をもって改正され、平成25年7月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24 年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3 月5日保医発0305第5号)の一部改正について
- 別添3 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成24年3月5日保医発03 05第7号)の一部改正について
- 別添4 「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号) の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第4部第2節E100を次のように改める。
 - (1) 「注3」の加算における所定点数には「注2」による加算は含まれない。
 - (2) 乳房用ポジトロン断層撮影は、乳房専用のPET装置を用いて、診断用の画像としてポジトロン断層撮影画像を撮影するものをいい、本区分「3」及び区分番号「E101」シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影(同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき)の所定点数を併せて算定する。
 - (3) 乳房用ポジトロン断層撮影は、画像の方向、スライスの数、撮影の部位 数、疾病の種類等にかかわらず、所定点数のみにより算定する。
 - (4) 乳房用ポジトロン断層撮影は、¹⁸FDGを用いて、乳がんの病期診断及 び転移・再発の診断を目的とし、他の検査、画像診断により病期診断及び 転移・再発の診断が確定できない患者に使用した場合に限り算定する。
 - (5) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影の「2」¹⁸FDGを用いた場合(一連の検査につき)、区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の「2」¹⁸FDGを用いた場合(一連の検査につき)又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影と併せて同日に行った場合に限り算定する。なお、¹⁸FDGの合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
 - (6) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影又は区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関に限り算定できる。
 - (7) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影又は区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 2 別添1の第2章第9部J001に次のように加える。
 - (4) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行った場合は、局所陰圧閉 鎖処置材料で被覆すべき創傷面の広さに応じて各号により算定する。ただ し、入院中の患者以外に使用した場合に限る。
 - (5) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際、局所陰圧閉鎖処置 用材料の初回の貼付に限り、区分番号「J003」の「注」による所定点 数を加算する。ただし、入院中に区分番号「J003」局所陰圧閉鎖処置 (1日につき)を算定していた患者が引き続き外来で使用した場合は算定 できない。
 - (6) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際は、部位数にかかわ らず、所定点数を算定する。
 - (7) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際は、区分番号「J೦

- 01-4」重度褥瘡処置及び区分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて算定できない。区分番号「J000」創傷処置又は区分番号「J001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする創傷を重複して算定できない。
- (8) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いた処置終了後に引き続き創傷部位の 処置が必要な場合は、区分番号「J000」創傷処置により算定する。
- (9) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いた処置を算定する場合は、特定保険 医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定する ことができる。
- 3 別添1の第2章第9部J003を次のように改める。
 - J003 局所陰圧閉鎖処置(1日につき)
 - (1) 入院中の患者に対して処置を行った場合に限り算定できる。
 - (2) 「1」から「3」に示す範囲は、局所陰圧閉鎖処置用材料で被覆すべき 創傷面の広さをいう。
 - (3) 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。
 - (4) 局所陰圧閉鎖処置を算定する場合は、区分番号「J001-4」重度褥 瘡処置及び区分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて算定できない。 区分番号「J000」創傷処置又は区分番号「J001」熱傷処置は併せ て算定できるが、当該処置が対象とする創傷を重複して算定できない。
 - (5) 局所陰圧閉鎖処置終了後に引き続き創傷部位の処置が必要な場合は、区分番号「J000」創傷処置により算定する。
 - (6) 「注」に規定する加算は、入院中以外の患者が陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行っていた場合で、引き続き入院中に局所陰圧閉鎖処置を行った場合は算定できない。
 - (7) 局所陰圧閉鎖処置を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖 処置用材料を併せて使用した場合に限り算定することができる。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

- 1 Iの3の(38-2)の次に次のように加える。
 - (38-3) 固定用内副子 (プレート)

ストレートプレート(生体用合金 $I \cdot S$)及びストレートプレート(生体用合金 $I \cdot L$)を胸骨に用いる場合は、以下のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する項目を記載すること。

ア 高度肥満 (BMI30以上) の患者

イ インスリン依存型糖尿病の患者

- ウ 重症ハイリスク症例と考えられる患者(高度慢性閉塞性肺疾患、ステロイド使用患者、両側内胸動脈を使用したバイパス例、起立時・歩行時に上肢に体重をかける必要のある脳神経疾患患者等)
- 2 Iの3の(60)の次に次のように加える。
 - (60-2) 植込型除細動器用カテーテル電極

アダプターは、除細動閾値が高く、除細動電極の追加が必要となった患者に対して使用した場合に限り算定できる。

- 3 Iの3の(67)に次のように加える。
 - キ 冠動脈カテーテル交換用カテーテルは、1回の手術に対し、1本を限度と して算定する。
- 4 1の3の(例の次に次のように加える。
 - (69-2) 組織拡張器

乳房用は以下のいずれにも該当する場合に限り算定できる。

- ア 乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で、以下のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際、その旨を診療報酬明細書の適要欄に記載 すること。
 - a 一次再建の場合

術前診断においてStageⅡ以下で、皮膚浸潤、大胸筋浸潤や高度のリンパ 節転移を認めない乳腺全摘術後の症例で、かつ、皮膚欠損を生じないか、 小範囲で緊張なく縫合閉鎖可能な症例。

b 二次再建の場合

乳腺全摘術後で大胸筋が残存している症例であること。ただし、放射線 照射により皮膚の血行や弾力性が障害されていないこと。

- イ 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。
 - a 形成外科又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している医師、 もしくは、その指導下で研修を行う医師であること。
 - b 関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、医師登 録がなされていること。
- ウ 以下に該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は本通知

別添様式2により提出すること。

a 一次再建の場合

乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されており、かつ、形成外科の経験を5年以上有している常勤又は非常勤の医師と連携して手術を行うこと。

b 二次再建の場合

形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名 以上配置されていること。

- エ 関係学会から示されている指針に基づき、乳房再建術が適切に実施されて いること。
- オ 乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合は、双方の持 つ臨床情報、手術日、術式等を示す文書を相互に交付した上で、診療録に添 付して保存すること。
- 5 Iの3の(%)に次のように加える。
 - ウ 胸部大動脈用ステントグラフトの血管分岐部対応型は、腕頭動脈、左総頸動脈、左鎖骨下動脈等の主要血管分岐部を含む部位に使用した場合に算定できる。 その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する主要分岐血管名を記載すること。
- 6 Iの3の(物のイのd中「本通知別添様式」を「本通知別添様式1」に改める。
- 7 Iの3の(%)の次に次のように加える。
 - (%) 神経再生誘導材

神経再生誘導材を用いて神経再建術を行った場合は、区分番号「K182」神経 縫合術の「1」の点数に準じて算定する。

(97) 気管支用充填材

気管支用充填材を用いて瘻孔閉鎖を行った場合の手技料は、区分番号「D302」 気管支ファイバースコピーの点数に含まれ、別に算定できない。

- (98) 人工乳房
 - ア 乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で、以下のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際、その旨を診療報酬明細書の適要欄に記載すること。
 - a 一次一期的再建の場合

術前診断においてStageⅡ以下で、皮膚浸潤、大胸筋浸潤や高度のリンパ 節転移を認めない症例で、かつ、大胸筋が温存され皮膚欠損が生じない乳輪 乳頭温存皮下乳腺全摘術を行った症例。

b 一次二期的再建の場合

乳腺全摘術時に組織拡張器が挿入され、十分に皮膚が拡張されている症例。

c 二次再建の場合

乳腺全摘術後で大胸筋が残存しており、初回手術で組織拡張器が挿入され十分に皮膚が拡張されているか、皮弁移植術などにより皮膚の不足が十分に補われている、あるいは十分に補われることが見込まれる症例。ただし、放射線照射により皮膚の血行や弾力性が障害されていないこと。

- イ 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。
 - a 形成外科又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している医師、 もしくは、その指導下で研修を行う医師であること。

- 関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、医師登録 がなされていること。
- 以下に該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は本通知別 添様式2により提出すること。
 - a 一次一期的再建の場合

乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以 上配置されており、かつ、形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有して いる常勤又は非常勤の医師と連携して手術を行うこと。

- b 一次二期的再建及び二次再建の場合 形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以 上配置されていること。
- エ 関係学会から示されている指針に基づき、乳房再建術が適切に実施されてい ること。
- オ 乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合は、双方の持つ 臨床情報、手術日、術式等を示す文書を相互に交付した上で、診療録に添付し て保存すること。
- カ 人工乳房を用いて乳房再建術を行った場合は、区分番号「K476-3」乳 房再建術(乳房切除後)の点数に準じて算定する。
- (別紙) 057の(2-2)の次に次のように加える。 8
 - (2-3) 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅲ) 人工股関節HA-2-3

- (別紙) 073に次のように加える。 9
 - (9) 位置情報表示装置 (プローブ・ドリル)

髄内釘・F4ーk

別添様式2

人工乳房及び組織拡張器(乳房用)使用の施設基準に係る届出書添付書類

1	使田する医療材料について	(該当する部分に〇印をつける)
ı	14 用りる医療が科にしいし	(該ヨ9 る即方にひ印で フリる)

• 人工乳房

(一次一期的再建 一次二期的再建及び二次再建)

• 組織拡張器(乳房用)

(一次再建

二次再建)

2 形成外科または乳腺外科の経験を5年以上有する医師の氏名等

				r	
医師の氏名	所属する 診療科名	該当する 経験分野 (該 当 部 に O 印をつける)	経験 年数	常勤・非常勤 の区分 (該当部に〇 印をつける)	医師登録 年月日
		・形成外科 ・乳腺外科	年	・常勤 ・非常勤	
		・形成外科 ・乳腺外科	年	・常勤 ・非常勤	
		・形成外科 ・乳腺外科	年	・常勤 ・非常勤	
		・形成外科 ・乳腺外科	年	・常勤 ・非常勤	

[記載上の注意]

- 1 「1」は、使用する材料ごとに、該当する部分全てに〇印をつけること。
- 2 「2」は、5年以上の形成外科または乳腺外科の専門的な研修の経験を有する医師について記載すること。また、当該医師の経歴(当該病院での勤務期間、形成外科または乳腺 外科の経験年数及び医師登録の有無がわかるもの)を添付すること。

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成24年3月5日 保医発0305第7号)の一部改正について

1 (別表)のIの処置を次のように改める。

処 價

処 置				·		
特定診療報酬算定医療機 器の区分		定義			•	
報の位力	薬事法承認上の位置付け		その他の条件	対応する診療報酬項目		
	類別	一般的名称				
持続的胸腔ドレナージ	機械器具 (32) 医療用吸引器	胸腔吸引器	持続的胸腔ドレナージ (吸引) が可能なもの		ドレーン法	
				J 019	持続的胸腔ドレナージ	
陰圧創傷治療用カートリ	医療用品(4)整形用品	単回使用陰圧創傷治療システ	管理された陰圧を付加し、創	J 003	局所陰圧閉鎖処置(1日につき)	
ッジ -		A	傷治療を促進するもの			
酸素吸入器	機械器具(6)呼吸補助器	酸素投与キット 高圧ガスレギュレータ 酸素治療フローメータ	酸素吸入が可能なもの	J 024	酸素吸入	
		酸素治療送入システム 呼吸同調式レギュレータ				
	機械器具(6) 呼吸補助器	呼吸同調式レギュレータセット ト 高圧酸素患者治療装置		J 027	高気圧酸素治療	
商风正販来伯亦浆區(1)	(既然為金兵 (0) 可忽(11899) 金	四月上旬次河水 40分割(日)36、3水(186	MIXILER SKILLING THE CO	J 62.	1 教急的なもの イ 1人用高圧酸素治療 2 非教急的なもの	
高気圧酸素治療装置(11)	機械器具(6)呼吸補助器	高圧酸素患者治療装置	高気圧酸素治療が可能なもの	Ј 027	高気圧酸素治療 1 核急的なもの ロ 多人数用高圧酸素治療 2 非教急的なもの	
黄疸光線治療器	機械器具(12)理学診療用器具	新生児黄疸光線治療器	新生児黄疸に対する治療が可能なもの	J 043	新生児高ビリルビン血症に対する光線療法	
人工呼吸器	機械器具 (5) 麻酔器並びに麻酔 器用呼吸嚢及びガス吸収かん	麻酔システム用人工呼吸器	人工呼吸が可能なもの	J 045	人工呼吸	
	機械器具(6)呼吸補助器	ガス式肺人工蘇生器 新生児・小児用人工呼吸器 高頻度人工呼吸器 呼気肺人工蘇生器 再使用可能な手動式肺人工蘇 生器 手動式ジェット人工呼吸器 陰圧人工呼吸器 麻酔用人工呼吸器 手動式心臓ポンプ人工蘇生器				

1	1	1	I	ı	I
		単回使用手動式肺人工蘇生器			
		可搬型人工呼吸器			
		持続的気道陽圧ユニット			
		家庭治療用人工呼吸器			
		二相式気道陽圧ユニット			
		持続的自動気道陽圧ユニット			
		成人用人工呼吸器			
		汎用人工呼吸器			
一酸化窒素吸入療法機器	機械器具(6)呼吸助器	一酸化窒素ガス管理システム	人工呼吸器と接続し、一酸化	J 045-2	一酸化窒素吸入療法
		一酸化窒素	窒素濃度を監視しながら供給		,
			をおこなうもの(一酸化窒素		
			を含む)		
心マッサージ器	機械器具 (12) 理学診療用器具	電動式心肺人工蘇生器	非開胸的心臓マッサージが可	J 046	非開胸的心マッサージ
			能なもの		
		手動式心臓ポンプ			
		機械式心肺人工蘇生器			
除細動器	機械器具(12)理学診療用器具	電話操作除細動器	電気エネルギーを用い、除細	J 047	カウンターショック
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	DE PARTY (10) ET 10 MATTER		動を行うことが可能なもの		
		 一時的使用ペーシング機能付	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		除細動器			
		器			
		半自動除細動器			
	W4400 W (01) TEST DE MOR	手動式除細動器	在 * 1	7.054.0	中康)
	機械器具(31)医療用焼灼器	色素レーザ	色素レーザー照射療法が可能	J 054-2	
(1)			なもの		1 色素レーザー照射療法
	機械器具(31)医療用焼灼器 	ルビーレーザ	Qスイッチ付ルピーレーザー	0J 54-2	
(II)		アレキサンドライトレーザ 	照射療法又はルピーレーザー		2 Qスイッチ付レーザー照射療法
			照射療法が可能なもの		
			Qスイッチ付アレキサンドラ	J 054-2	i
			イトレーザー照射療法が可能		2 Qスイッチ付レーザー照射療法.
			なもの	<u> </u>	
光線治療器(I)	機械器具 (12) 理学診療用器具	赤外線治療器	患部の加温を行うことが可能	J 119	消炎鎮痛等処置
			なもの	ļ	2 器具等による療法
光線治療器 (Ⅱ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	紫外線治療器	赤外線又は紫外線を用いて皮	J 054	皮膚科光線療法
			膚疾患に対する光線治療を行		
			うことが可能なもの		
		赤外線治療器			
		キセノン光線治療器		<u></u>	
干涉低周波膀胱等刺激装	機械器具 (12) 理学診療用器具	干涉電流型低周波治療器	干渉低周波電流を通じ、尿失	J 070-2	干渉低周波による膀胱等刺激法
離			禁治療を行うことが可能なも		
			n		
低周波治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	低周波治療器	患部筋肉や神経に電気刺激を	J 119	消炎鎮痛等処置
			与えるもの		2 器具等による療法
		干涉電流型低周波治療器			
		強さ期間測定低周波治療器			
L	L	一点で利用例に応用数作集務	<u> </u>	L	L

高周波治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	マイクロ波治療器	患部の加温を行うことが可能	J 119	消炎鎮痛等処置
		超短波治療器	なもの		2 器具等による療法
超音波治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波治療器	患部の加温を行うことが可能	J 119	消炎鎮痛等処置
			なもの		2 器具等による療法
レーザ治療器	機械器具 (12) 理学診療用器具	ヘリウム・ネオンレーザ治療	疼痛緩和に用いることが可能	J 119-3	低出力レーザー照射
		器	なもの		
		半導体レーザ治療器			

2 (別表) の I の手術を次のように改める。

特定診療報酬算定医療機 器の区分		定 義			対応する診療報酬項目	
	薬事法承認上の	の位置付け	その他の条件			
	類 別	一般的名称				
経皮病変識別マーカ	医療用品(4)整形用品	権込み型病変離別マーカ	放射線治療において、経皮的 に留置する金属マーカである もの	K 007-2	経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	
位置情報表示装置	機械器具(12)理学診療用器具	手術用ナビゲーションユニット	定位手術の際、電磁場を用い て髄内釘等の位置情報を表示 するもの	K 046	骨折觀血的手術	
青電気刺激装置	機械器具(12)理学診療用器具	電気骨折治療器	骨折の治癒促進を行うことが 可能なもの	K 047	舞治性骨折電磁波電気治療法	
超音被骨折治療器	機械器具(12)理学診療用器具	超音波骨折治療器	超音波を用いて骨折の治癒促 進を行うことが可能なもの	K 047-2	難治性骨折超音波治療法	
				K 047-3	超音波骨折治療法	
体外衝擊被疼痛治療装置	機械器具(12)理学診療用器具	体外衝擊波疼痛治療装置	体外衝撃波を用いて疼痛の治 療を行うことが可能なもの	K 096-2	体外衝擊波疼痛治療術	
	医療用品(4)整形用品	眼内ドレーン	緑内障の治療に用いるもの	K 268	緑内障手術 4 緑内障治療用インプラント挿入術	
眼科用光凝固装置	機械器具(31)医療用焼灼器	眼科用レーザ光凝固装置 眼科用レーザ光凝固・パルス	眼科用レーザー光凝固装置で あるもの	K 270	虹彩光凝固術	
		レーザ手術装置		K 271	毛様体光凝固術	
		7 1 1112		K 273	隔角光凝固術	
				K 276	網膜光凝固術	
網膜復位用ガス	医療用品(4)整形用品	網膜復位用人工補綴材	眼球内部より剥離した網膜を 脈絡膜上に復位・固定するた めに、硝子体腔内に充填する ガスであること	K 275	網膜復位術	
				K 280	硝子体茎類微鏡下離斯術 1 網膜付着組織を含むもの	
				K 281	增殖性硝子体網膜症手術	
眼科用レーザ手術装置	機械器具(31)医療用焼灼器	眼科用パルスレーザ手術装置 眼科用レーザ光凝菌・パルス レーザ手術装置		K 282-2	後発白内障手術	
超音波白内障手術装置	機械器具 (12) 理学診療用器具機械器具 (29) 電気手術器	白内障・硝子体手術装置 水晶体乳化術白内障摘出ユニット	水晶体の破砕が可能なもの	K 282	水晶体再建桁	
前房レンズ	機械器具(72)視力補正用レンズ	前房レンズ	白内障に対する手術後の無水	K 282	水晶体再建術	
後房レンズ		後房レンズ	晶体眼の視力補正が可能なも	1	1 眼内レンズを挿入する場合	
ヘパリン使用後房レンズ	1	ヘパリン使用後房レンズ	0	1		
多焦点後房レンズ		多焦点後房レンズ		1		
挿入器付後房レンズ	1	挿入器付後房レンズ				
高周波電流電気手術器	機械器具 (29) 電気手術器	バイポーラ電極	高周波電流により扁桃組織の 切除及び凝固が可能なもの	K 377	口蓋扁桃手術	

心臟固定用圧子	機械器具(42)医療用剥離子	単回使用臟器固定用圧子	心拍動下における心臓手術時 に、心臓の特定部位の動きを 制限するもの	1	冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心) を使用しないもの)
植込型医薬品注入器	機械器具(74)医薬品注入器	皮下用ポート及びカテーテル 長期的使用注入用植込みポー	繰り返し薬液投与を行うため に体内に留置するもの	K 611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持統 入用植込型カテーテル設置
		,		K 618	中心静脈栄養用植込型カテーテル設置
レーザー手術装置(I)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザ	レーザーにより組織の凝固又		経尿道的レーザー前立腺切除術
		1	は切開が可能なもの		
		エキシマレーザ 色素レーザ			
		ネオジミウム・ヤグ倍周波数			
		レーザ			
		一酸化炭素レーザ			
		エルビウム・ヤグレーザ			
		ホルミウム・ヤグレーザ			
		パルスホルミウム・ヤグレー ザ			
		y アルゴン・クリプトンレーザ			
		ルビーレーザ			
		銅蒸気レーザ			
		色素・アレキサンドライトレ			
		~ ₩			
		クリプトンレーザ			
		ダイオードレーザ			
		ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ			
レーザー手術装置 (Ⅱ)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	PDTエキシマレーザ	光線力学療法が可能な波長63	K 510-2	光線力学療法
			Onmのエキシマ・ダイレーザ		
			又はYAG・OPOレーザー		
			であるもの	V 506 2	市坦格的東方体系学面供護療业領土學療法
				K 526-3 K 653-4	内視鏡的表在性食道悪性臟瘍光線力学療法 内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法
				K 872-5	子宫頸部初期癌又は異形成光線力学療法
レーザー手術装置 (Ⅲ)	機械器具 (12) 理学診療用器具	体内挿入式レーザ結石破砕装	経皮的尿路結石破砕が可能な	K 781	経尿道的尿路結石除去術
	機械器具 (31) 医療用焼灼器	at .	もの		
		色素レーザ			
		ホルミウム・ヤグレーザ			
		バルスホルミウム・ヤグレー ザ			
		^ 色素・アレキサンドライトレ			
		- ₩			
レーザー手術装置(IV)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	ダイオードレーザ	下肢静脈瘤の治療が可能なも の	K 617-4	下肢静脈瘤血管内焼灼術
病変識別マーカ	医療用品(4)整形用品	植込み型病変識別マーカ	肺癌に対する放射線治療にお	K 509-3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留
			いて、局所制御率の向上を目		術
			的に経内視鏡的に留置する金		
> 846 -L		>***± = = . BA+#	マーカであること	V 505	(4 + 14 + 2 - 1) 14 + 14 + 1 - 14 - 1
心臓内三次元画像構築装置	機械器具(21)内蔵機能検査用器	心臓刀アーアル用模盒装置 	体表面電極から発生する微弱 な電気信号を体外式ペースメ	K 595	経皮的カテーテル心筋焼灼術(三次元カ ーマッピング加算)
: = .	*		一カー用カテーテル電極(磁		•
			気センサーを有するものを除		
			く。)等により検出し、三次		
			元心腔内形状を作成し、これ		
			らのカテーテル電極にて検出		
			した心電図との合成により三		
			次元画像を構築することが可		
	i .		能なもの		Į

		₂₁	グ) が可能なもの		
		非侵襲式体外型心臓ペースメ			
		ーカー			
		経食道体外型心臓ペースメー			
		カー			
			マイクロ波により組織の止血	V 607-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法
マイクロ波手術器	機械器具(29)電気手術器	焼灼術用電気手術ユニット		K 091-2	川忠注種類マイクロ奴衆間仏
			及び凝固が可能なもの	V 605	BT LINRO HK
		V. etc. m. etc. etc. etc. etc.	= \tau_1	K 695	肝切除術 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
ラジオ波手術器	機械器具(29)電気手術器	治療用電気手術器	ラジオ波により組織の凝固が	K 091-3	肝疹性腫瘍 / ンス 仮光 / 原伝
		on make weeks	可能なもの	V 770 4	
冷凍手術器	機械器具(31)医療用焼灼器	汎用冷凍手術ユニット 	組織の凍結及び壊死が可能な	K 113-4	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)
			50	V 740	etrate or the
結紮器及び縫合器	機械器具(30)結紮器及び縫合器	体内固定用組織ステープル	直腸粘膜の環状切離及び吻合	K 743	痔核手術
			が可能なもの		5 PPH
体外式衝擊波結石破砕装	機械器具(12)理学診療用器具	体外式結石破砕装置	胆石の破砕が可能なもの	K 678	体外衝撃波胆石破砕術
産(1)		微小火薬挿入式結石破砕装置			
体外式衝擊波結石破砕装	機械器具(12)理学診療用器具	体外式結石破砕装置	腎・尿管結石の破砕が可能な	K 768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
(I)		微小火薬挿入式結石破砕装置			
体外式衝擊波結石破砕装	機械器具(12)理学診療用器具	体外式結石破砕装置	胆石及び腎・尿管結石の破砕	K 678	体外衝撃波胆石破砕術
置(皿)		微小火薬挿入式結石破砕装置	が可能なもの		
				K 768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
恥骨固定式膀胱頸部吊上	機械器具 (30) 結紮器及び縫合器	尿失禁举上針	恥骨固定式膀胱頸部吊上術を	K 823	尿失禁手術
術用装置			行うことが可能なもの		1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行
					うもの
経尿道的前立腺高温度治	機械器具 (12) 理学診療用器具	高周波式ハイパサーミアシス	経尿道的にアプリケータを挿	K 841-3	経尿道的前立腺高温度治療
療装置		テム	入して前立腺肥大組織を45度		
		マイクロ被ハイパサーミアシ	以上まで加温することができ	ĺ	İ
		ステム	るもの		
超音波治療器	機械器具(12)理学診療用器具	超音波治療器	経肛門的にプローベを挿入し	K 841-4	焦点式高エネルギー超音波療法
"			て、超音波により前立腺肥大	1	
			組織を60度以上まで加熱する		
			ことができるもの		
分娩用吸引器	機械器具 (32) 医療用吸引器	分娩用吸引器	吸引娩出に用いられるもの	K 893	吸引娩出術
		手動式分娩用吸引器	1		
自家輸血装置	機械器具(7)内職機能代用器	自己血回収装置	術野から血液を回収して、濃	K 923	術中術後自己血回収術
		単回使用自己血回収キット	縮及び洗浄又は濾過を行い、	1	
			患者の体内に戻すことが可能		
			なもの	<u> </u>	
自己生体組織接着剤作成	機械器具(7)内蔵機能代用器	血漿成分分離用装置	貯血した自己由来の血漿か	K 924	自己生体組織接着剤作成術
用機器			ら、生体組織接着剤を調整す		
,			るためのもの		
超音波手術器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波手術器	超音波により組織の凝固、切	K 931	超音波凝固切開装置等加算
人名 月 秋 子 初 W	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR		開又は破砕が可能なもの		
超音波吸引器	機械器具 (12) 理学診療用器具	超音波吸引器	超音波により組織の破砕、乳	K 931	超音波疑固切開装置等加算
(E B 10.20.7198	10年5年末 (107 全丁沙水川東天		化又は吸引が可能なもの	1	
会 与手发现	機械器具(29)電気手術器	治療用電気手術器	電気により血管及び組織の閉	K 931	超音波凝固切開装置等加算
電気手術器 	1双网研究(43) 电风宁剂研	10水川电风丁剂研	l	, 551	~ E H A 外 III 对 20 4 4 III
- 4rm . rt 4r		工作用。此 1 工作—— 1	鎖又は剥離が可能なもの	K 030-4	内視鏡手術用支援機器加算
1	機械器具 (12) 理学診療用器具	手術用ロボット手術ユニット	三次元画像を通して、術者の	1	riDC统士例内义证现益别并
ット			内視鏡手術器具操作を支援す		
L	<u></u>	<u></u>	ることが可能なもの		<u> </u>

••

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日 保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの057の(2)中「12区分」を「13区分」に、「合計20区分」を「合計21区分」 に改める。
- 2 別表のⅡの057の(3)の⑥に次のように加える。
 - エ ⑦に該当しないこと。
- 3 別表のIIの057の(3)の②を②とし、⑲のイ中「⑯から⑱まで」を「⑰から⑲まで」に改め、⑲を②とし、⑱のイ中「⑯、⑰及び⑲」を「⑰、⑱及び⑳」に改め、⑰を⑱とし、⑯の⑲とし、⑰のウ中「⑯、⑱及び⑲」を「⑰、⑲及び⑳」に改め、⑰を⑯とし、⑯のイ中「⑰から⑲まで」を「⑱から⑳まで」に改め、⑯を⑰とし、⑯を⑯とし、⑭を⑮とし、⑪のウ中「⑭」を「⑬」に改め、⑪を⑭とし、⑫を⑬とし、⑪のア中「㉑」を「⑬」に改め、⑪を⑪とし、⑨を⑪とし、⑧を⑨とし、⑦のウ中「⑧から㉑」を「⑨から⑭」に改め、⑦を⑧とし、⑥の次に次のように加える。
 - ⑦ 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成カップ(再置換 用を含む。)であって、カップの内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を 併せもつものであること。
 - イ 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。
 - ウ 固定方法が間接固定であること。
 - エ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
 - i ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうこと による架橋処理が施されていること。
 - ii ビタミンEに浸漬されていること。
- 4 別表のⅡの061の⑶の①のアを次のように改める。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用されるプレートであること。
 - ii 胸骨の骨折の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが4本以下であること。
- 5 別表のⅡの061の(3)の②のアを次のように改める。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用されるプレートであること。
 - ii 胸骨の骨折の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが 5 本以上であること。
- 6 別表のⅡの073の(1)の①を次のように改める。

- ① 薬事承認上又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」又は「機械器具(12)理学診療用器具」であって、一般的名称が「体内固定用ネジ」、「体内固定用ナット」、「体内固定用大腿骨髄内釘」、「体内固定用ワッシャ」、「体内固定用脛骨髄内釘」、「体内固定用上肢髄内釘」又は「手術用ナビゲーションコニット」であること。
- 7 別表のⅡの073の(3)に次のように加える。
 - ⑨ 位置情報表示装置(プローブ・ドリル) ネイルプローブとドリルを共に含むもので、ネイルプローブは先端にセンサーを内蔵し、電磁場を利用して髄内釘の位置情報を表示するための機器と併せて用いるものであること。
- 8 別表のⅡの112の(2)中「9区分」を「10区分」に改める。
- 9 別表のⅡの112の(3)の①中「シングルチャンバ」を「シングルチャンバ・標準型」 に改め、同①に次のように加える ウ ②に該当しないこと。
- 10 別表のⅡの112の(3)の⑨を⑩とし、⑧を⑨とし、⑦のオ中「⑨」を「⑩」に改め、 ⑦を⑧とし、⑥のエ中「⑦及び⑨」を「⑧及び⑩」に改め、⑥を⑦とし、⑤を⑥と し、④を⑤とし、③を④とし、②を③とし、①の次に次のように加える。
 - ② シングルチャンバ・MR I 対応型 次のいずれにも該当すること。
 - アーシングルチャンバ型であること。
 - イ 上室性頻拍抑止機能を有しないものであること。
 - ウ 本品を植え込んだ患者において、撮像可能条件に適合する場合に1.5テスラの装置によるMRI検査が可能となる構造・機能を有するものであること。
- 11 別表のⅡの118の(1)を次のように改める。
 - (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認上又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、 一般的名称が「植込み型除細動器・ペースメーカリード」又は「植込み型ペー スメーカアダプタ」であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ア 心室性頻拍等に対し、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動を行う際に使用する植込型除細動器用カテーテル電極であること。
 - イ コネクタを有するものであること。
- ③ 植込型除細動器に使用するものであること。
- 12 別表のⅡの118の⑵を次のように改める。
 - (2) 機能区分の考え方

電極の機能により、シングル、マルチ (一式) 及びアダプターの合計 3 区分に 区分する。

- 13 別表のⅡの118の(3)に次のように加える。
 - ③ アダプター

植込型除細動器又は両室ペーシング機能付き植込型除細動器と植込型除細動器用カテーテル電極を中継又は適合させるためのコネクタを有するものであり、高電圧電極を分岐する機能を有するものであること。

- 14 別表のⅡの133の(1)中「下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)及び血管塞栓 用プラグ (1区分)」を「下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル (1区分)、血管塞栓用 プラグ (1区分)及び冠動脈カテーテル交換用カテーテル (1区分)」に、「合計45 区分」を「合計46区分」に改める。
- 15 別表のⅡの133に次のように加える。
 - (20) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「冠動脈カテーテル交換用カテーテル」であること。
- ② 経皮的冠動脈形成術を実施する際に、カテーテルの交換を補助することを目的として使用するカテーテルであること。
- 16 別表のⅡの139を次のように改める。
 - 139 組織拡張器
 - (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的 名称が「皮膚拡張器」であること。
- ② 皮下、粘膜下又は筋肉下に挿入し、皮弁を得ること等を目的に皮膚を伸展させるために使用する組織拡張器であること。
- (2) 機能区分の考え方 使用方法及び使用目的により、一般用と乳房用の合計 2 区分に区分する。
- (3) 機能区分の定義
 - ① 一般用

②に該当しないこと。

② 乳房用

次のいずれにも該当すること。

- ア 薬事承認又は認証上、使用目的が乳房再建術に限定されていること。
- イ 形状がしずく形状、半月形状又はクロワッサン形状であって、その趣旨が 薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
- ウ 表面にテクスチャード加工 (表面の微細孔加工) が施されており、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
- 17 別表のⅡの146の(2)を次のように改める。
 - (2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) (1区分)、腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分) (1区分)、胸部大動脈用ステント

グラフト (メイン部分) (2区分)及び胸部大動脈用ステントグラフト (補助部分) (1区分)の合計 5区分に区分する。

- 18 別表のⅡの146の(3)の③中「胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)」を「胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・標準型」に改め、同③に次のように加える。
 - ウ ④に該当しないこと。
- 19 別表のⅡの146の(3)の④を⑤とし、③の次に次のように加える。
 - ④ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)・血管分岐部対応型 次のいずれにも該当すること。
 - ア 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。
 - イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入す るための付属品を含んでいるものであること。
 - ウ 血管分岐部に対応するための開窓部 (フェネストレーション) を有する ものであること。
- 20 別表のⅡの159の(1)を次のように改める。
 - (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「陰圧創傷治療システム」又は「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。
- 21 別表のⅡに次のように加える。
 - 178 神経再生誘導材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的 名称が「コラーゲン使用吸収性神経再生誘導材」であること。
- (2) 末梢神経断裂・欠損部に導入して両断端に連続性を持たせ、神経再生の誘導と機能再建を目的とするものであること。
- (3) 吸収性合成高分子材料との二重構造を有するものであること。
- 179 気管支用充填材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、 一般的名称が「気管支用充填材」であること。
- (2) 内視鏡下で気管支に充填し、外科手術が困難な難治性気胸や気管支瘻等の治療を目的とするものであること。
- 180 陰圧創傷治療用カートリッジ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。
- (2) 管理された陰圧を付加することで、創傷の保護、肉芽形成の促進、滲出液と

感染性老廃物の除去を図り、創傷治療を促進することを目的とするものであること。

181 人工乳房

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「ゲル充填人工乳房」であること。
- (2) 乳房再建術に用いられ、適用部位に挿入することによって乳房の形状を修復 又は形成することを目的とするものであること。

		•			
				•	
·	·				
·			·		

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分) 改正後 現 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第4部 画像診断 第4部 画像診断 第2節 核医学診断料 第2節 核医学診断料 E100 シンチグラム (画像を伴うもの) E100 シンチグラム (画像を伴うもの) (1) 「注3」の加算における所定点数には「注2」による加算は含 「注3」の加算における所定点数には「注2」による加算は含ま まれない。 れない。 (2) 乳房用ポジトロン断層撮影は、乳房専用のPET装置を用いて、 診断用の画像としてポジトロン断層撮影画像を撮影するものをい い、本区分「3」及び区分番号「E101」シングルホトンエミ ッションコンピューター断層撮影(同一のラジオアイソトープを 用いた一連の検査につき)の所定点数を併せて算定する。 (3) 乳房用ポジトロン断層撮影は、画像の方向、スライスの数、撮 影の部位数、疾病の種類等にかかわらず、所定点数のみにより算 定する。 (4) 乳房用ポジトロン断層撮影は、¹⁸FDGを用いて、乳がんの病期 診断及び転移・再発の診断を目的とし、他の検査、画像診断によ り病期診断及び転移・再発の診断が確定できない患者に使用した 場合に限り算定する。

(5) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジ

トロン断層撮影の「2」18FDGを用いた場合(一連の検査につ き)、区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター 断層複合撮影 (一連の検査につき) の「2」18FDGを用いた場

- 合 (一連の検査につき) 又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピュ ーター断層複合撮影と併せて同日に行った場合に限り算定する。 なお、18FDGの合成及び注入に要する費用は、所定の点数に含 まれ、別に算定できない。
- (6) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影又は区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関に限り算定できる。
- (7) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影又は区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

第9部 処置

<処置料>

(一般処置)

J001 熱傷処置

- (1)~(3)(略)
- (4) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行った場合に、局 所陰圧閉鎖処置用材料で被覆すべき創傷面の広さに応じて各号に より算定する。ただし、入院中の患者以外に使用した場合に限る。
- (5) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際、局所陰圧 閉鎖処置用材料の初回の貼付に限り、区分番号「J003」の「注」 による所定点数を加算する。ただし、入院中に区分番号「J00 3」局所陰圧閉鎖処置(1日につき)を算定していた患者が引き 続き外来で使用した場合は算定できない。
- (6) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際は、部位数

第9部 処置 <処置料>

(一般処置)

J001 熱傷処置

(1)~(3)(略)

にかかわらず、所定の点数を算定する。

- (7) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際は、区分番 号「J001-4」重度褥瘡処置及び区分番号「J053」皮膚 科軟膏処置は併せて算定できない。区分番号「J000」創傷処置又は区分番号「J001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする創傷を重複して算定できない。
- (8) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いた処置終了後に引き続き創 傷部位の処置が必要な場合は、区分番号「J000」創傷処置に より算定する。
- (9) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いた処置を算定する場合は、 特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場 合に限り算定することができる。
- J003 局所陰圧閉鎖処置(1日につき)
 - (1) 入院中の患者に対して処置を行った場合に限り算定できる。
 - (<u>2</u>) 「1」から「3」に示す範囲は、局所陰圧閉鎖処置用材料で被 覆すべき創傷面の広さをいう。
 - (3) 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。
 - (4) 局所陰圧閉鎖処置を算定する場合は、区分番号「J001-4」 重度褥瘡処置及び区分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて 算定できない。区分番号「J000」創傷処置又は区分番号「J 001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする 創傷を重複して算定できない。
 - (<u>5</u>) 局所陰圧閉鎖処置終了後に引き続き創傷部位の処置が必要な場合は、区分番号「J000」創傷処置により算定する。
 - (6) 「注」に規定する加算は、入院中以外の患者が陰圧創傷治療用 カートリッジを用いて処置を行っていた場合で、引き続き入院中 に局所陰圧閉鎖処置を行った場合は算定できない。
 - (7) 局所陰圧閉鎖処置を算定する場合は、特定保険医療材料の局所 陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定することが

J003 局所陰圧閉鎖処置(1日につき)

- (<u>1</u>) 「1」から「3」に示す範囲は、局所陰圧閉鎖処置用材料で被 覆すべき創傷面の広さをいう。
- (2) 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。
- (3) 局所陰圧閉鎖処置を算定する場合は、区分番号「J001-4」 重度褥瘡処置及び区分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて 算定できない。区分番号「J000」創傷処置又は区分番号「J 001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする 創傷を重複して算定できない。
- (<u>4</u>) 局所陰圧閉鎖処置終了後に引き続き創傷部位の処置が必要な場合は、区分番号「J000」創傷処置により算定する。

- J. 7	
<u>できる。</u>	

.

.

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

改正後

- Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定 | Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「箟定 方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。) に係る取扱い

(1)~(38-2)(略)

(38-3) 固定用内副子(プレート)

ストレートプレート(生体用合金I・S)及びストレートプレート (生体用合金 I・L)を胸骨に用いる場合は、以下のいずれかに該当 した場合に限り算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当 する項目を記載すること。

- ア 高度肥満 (BMI30以上) の患者
- イ インスリン依存型糖尿病の患者
- ウ 重症ハイリスク症例と考えられる患者(高度慢性閉塞性肺疾患、 ステロイド使用患者、両側内胸動脈を使用したバイパス例、起立 時・歩行時に上肢に体重をかける必要のある脳神経疾患患者等)

(39)~(60) (略)

(砂2) 植込型除細動器用カテーテル電極

アダプターは、除細動閾値が高く、除細動電極の追加が必要となっ た患者に対して使用した場合に限り算定できる。

⋒ 血管内手術用カテーテル

ア〜カ(略)

キ 冠動脈カテーテル交換用カテーテルは、1回の手術に対し、1本 を限度として算定する。

(68)~(69) (略)

(8-2) 組織拡張器

現

- 方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。) に係る取扱い

(1)~(38-2) (略)

(39)~(60) (略)

血管内手術用カテーテル ア〜カ(略)

(67)~(69) (18各)

乳房用は以下のいずれにも該当する場合に限り算定できる。

- ア 乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で、以下のいずれ かに該当した場合に限り算定できる。その際、その旨を診療報酬 明細書の適要欄に記載すること。
 - a 一次再建の場合

術前診断において Stage II 以下で、皮膚浸潤、大胸筋浸潤や 高度のリンパ節転移を認めない乳腺全摘術後の症例で、かつ、 皮膚欠損を生じないか、小範囲で緊張なく縫合閉鎖可能な症例。

b 二次再建の場合

乳腺全摘術後で大胸筋が残存している症例であること。ただ し、放射線照射により皮膚の血行や弾力性が障害されていない こと。

- <u>イ 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に</u> 限り算定する。
 - a 形成外科又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している医師、もしくは、その指導下で研修を行う医師であること。
 - b 関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了 し、医師登録がなされていること。
- ウ 以下に該当する保険医療機関において実施すること。なお、届 出は本通知別添様式2により提出すること。
 - a 一次再建の場合

乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の 医師が1名以上配置されており、かつ、形成外科の経験を5年 以上有している常勤又は非常勤の医師と連携して手術を行うこ と。

b 二次再建の場合

形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の 医師が1名以上配置されていること。

- <u>エ</u>関係学会から示されている指針に基づき、乳房再建術が適切に 実施されていること。
- オ 乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合 は、双方の持つ臨床情報、手術日、術式等を示す文書を相互に交 付した上で、診療録に添付して保存すること。
- (76) 大動脈用ステントグラフト

ア〜イ (略)

ウ 胸部大動脈用ステントグラフトの血管分岐部対応型は、腕頭動脈、 左総頸動脈、左鎖骨下動脈等の主要血管分岐部を含む部位に使用し た場合に算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する 主要分岐血管名を記載すること。

(76)~(77) (略)

(78) ヒト自家移植組織

ア (略)

イ 自家培養軟骨

a~c (略)

d 以下のいずれにも該当する保険医療機関において実施すること。 なお、届出は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続 きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号)別 添2の様式52及び本通知別添様式1により提出すること。

e (略)

(79)~(95) (略)

% 神経再生誘導材

神経再生誘導材を用いて神経再建術を行った場合は、区分番号「K 182」神経縫合術の「1」の点数に準じて算定する。

例 気管支用充填材

気管支用充填材を用いて瘻孔閉鎖を行った場合の手技料は、区分番号「D302」気管支ファイバースコピーの点数に含まれ、別に算定できない。

(%) 大動脈用ステントグラフトア〜イ(略)

(76)~(77) (略)

(78) ヒト自家移植組織

ア (略)

イ 自家培養軟骨

a~c (略)

d 以下のいずれにも該当する保険医療機関において実施すること。 なお、届出は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続 きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号)別 添2の様式52及び本通知別添様式により提出すること。

e (略)

(79)~(95) (略)

(96) 人工乳房

- ア 乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で、以下のいずれか に該当した場合に限り算定できる。その際、その旨を診療報酬明細 書の適要欄に記載すること。
 - a 一次一期的再建の場合

術前診断において Stage II 以下で、皮膚浸潤、大胸筋浸潤や高度のリンパ節転移を認めない症例で、かつ、大胸筋が温存され皮膚欠損が生じない乳輪乳頭温存皮下乳腺全摘術を行った症例。

b 一次二期的再建の場合

<u>乳腺全摘術時に組織拡張器が挿入され、十分に皮膚が拡張され</u> ている症例。

c 二次再建の場合

乳腺全摘術後で大胸筋が残存しており、初回手術で組織拡張器が挿入され十分に皮膚が拡張されているか、皮弁移植術などにより皮膚の不足が十分に補われている、あるいは十分に補われることが見込まれる症例。ただし、放射線照射により皮膚の血行や弾力性が障害されていないこと。

- <u>イ 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限</u> り算定する。
 - <u>a</u> 形成外科又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している医師、もしくは、その指導下で研修を行う医師であること。
 - <u>b</u> 関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了 し、医師登録がなされていること。
- ウ 以下に該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出 は本通知別添様式2により提出すること。
 - a 一次一期的再建の場合

乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されており、かつ、形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤又は非常勤の医師と連携して手術

を行うこと。

- <u>b 一次二期的再建及び二次再建の場合</u> <u>形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医</u> 師が1名以上配置されていること。
- <u>エ 関係学会から示されている指針に基づき、乳房再建術が適切に実</u>施されていること。
- オ 乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合は、 双方の持つ臨床情報、手術日、術式等を示す文書を相互に交付した 上で、診療録に添付して保存すること。
- カ 人工乳房を用いて乳房再建術を行った場合は、区分番号「K47 6-3」乳房再建術(乳房切除後)の点数に準じて算定する。

4~6 (略)

4~6 (略)

Ⅱ~IV(略)

Ⅱ~Ⅳ (略)

別添様式1

別添様式

(略)

(略)

別添様式2

<u>人工乳房及び組織拡張器(乳房用)使用の施設基準に係る届出書</u> 添付書類

- 1 使用する医療材料について (該当する部分に〇印をつける)
- · 人工乳房
 - (一次一期的再建 一次二期的再建及び二次再建)
- 組織拡張器(乳房用)
 - (一次再建 二次再建)

2 形成外科または乳腺外科の経験を5年以上有する医師の氏名等

医師の氏名	所属する	<u>該当する</u>	経験	常勤・非常	医師登録
	診療科名	<u>経験分野</u>	<u>年数</u>	勤の区分	<u>年月日</u>
		_(該当部に		<u>(該当部</u>	
		<u>〇印をつけ</u>		に O 印を	
		<u>る)</u>		<u>つける)</u>	
		• 形成外科	年	・常勤	
		・乳腺外科	<u>年</u>	<u>・非常勤</u>	
		• 形成外科	Æ	・常勤	
į		<u>・乳腺外科</u>		<u>・非常勤</u>	
		• 形成外科	Æ	- 常勤	
į		• 乳腺外科	生	・非常勤	
		・形成外科	Æ	<u>・常勤</u>	
		・乳腺外科		<u>・非常勤</u>	

[記載上の注意]

- 1 「1」は、使用する材料ごとに、該当する部分全てに〇印をつけること。
- 2 「2」は、5年以上の形成外科または乳腺外科の専門的な研修の経験を有する医師について記載すること。また、当該医師の経歴(当該病院での勤務期間、形成外科または乳腺外科の経験年数及び医師登録の有無がわかるもの)を添付すること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)(別紙)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後

行 現

別紙)									
告示名	略称	告示名	略称						
57 人工股関節用材料		057 人工股関節用材料							
(1) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(I)・標準型	人工股関節HA-1	(1) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(I)・標準型	人工股関節HA-1						
(1-2) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(I)・特殊型(I)	人工股関節HA-1-2	(1-2)骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(Ⅰ)・特殊型	人工股関節HA-1-2						
(1-3) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(Ⅰ)・特殊型(Ⅱ)	人工股関節HA-1-3	(1-3)骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(Ⅰ)・特殊型(Ⅱ)	人工股関節HA-1-3						
(1-4) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ (Ⅰ) ・特殊型 (Ⅲ)	人工股関節HA-1-4	(1-4)骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(1)・特殊型(Ⅲ)	人工股関節HA-1-4						
(2) 骨盤側材料・臼蓋形成用カップ (Ⅱ)	人工股関節HA-2	(2)骨盤側材料・臼蓋形成用カップ(Ⅱ)	人工股関節HA-2						
(2-2) 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型 (Ⅱ)	人工股関節HA-2-2	(2-2)骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅱ)	人工股関節HA-2-2						
(2-3) 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(皿)	人工股関節HA-2-3								
(3) 骨盤側材料・ライナー (I)	人工股関節HA-3	(3) 骨盤側材料・ライナー (I)	人工股関節HA-3						
(3-2) 骨盤側材料・ライナー (Ⅲ)	人工股関節HA-3-2	(3-2) 骨盤側材料・ライナー (Ⅲ)	人工股関節HA-3-2						
(3-3) 骨盤側材料・ライナー (IV)	人工股関節HA-3-3	(3-3) 骨盤側材料・ライナー (IV)	人工股関節HA-3-3						
(3-4) 骨盤側材料・ライナー (V)	人工股関節HA-3-4	(3-4) 骨盤側材料・ライナー (V)	人工股関節HA-3-4						
(3-5) 骨盤側材料・ライナー (VI)	人工股関節HA-3-5	(3-5) 骨盤側材料・ライナー (VI)	人工股関節HA-3-5						
(3-6) 骨盤側材料・ライナー (VII)	人工股関節HA-3-6	(3-6) 骨盤側材料・ライナー (VII)	人工股関節HA-3-6						
(4) 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)・標準型	人工股関節HF-4	(4) 大腿骨側材料・大腿骨ステム(1)・標準型	人工股関節HF-4						
(4-2) 大腿骨側材料・大腿骨ステム(1)・特殊型	人工股関節HF-4-2	(4-2) 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)・特殊型	人工股関節HF-4-2						
(5) 大腿骨側材料・大腿骨ステム(Ⅱ)	人工股関節HF-5	(5)大腿骨側材料・大腿骨ステム(Ⅱ)	人工股関節HF-5						
(6) 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド(I)	人工股関節HFー6	(6) 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド(I)	人工股陽節HF-6						
(6-2) 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド(Ⅱ)	人工股関節HF-6-2	(6-2) 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド・大腿骨ステムヘッド(Ⅱ)	人工股関節HF-6-2						
(7) 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ	人工股関節HM-7	(7) 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ	人工股関節HM-7						
(8) 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ	人工股関節HB-8	(8) 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ	人工股関節HB-8						
(9) 単純人工骨頭	人工股関節HE-9	(9) 単純人工骨頭	人工股関節HE-9						
73 髄内釘		073 髄内釘							
(1) 髄内釘・一般型	粒内釘・F4ー a	(1) 髄内釘・一般型	髄内釘・F4ーa						
(2) 髄内釘・横止め型	髄内釘・F4-b	(2) 髄内釘・横止め型	髄内釘・F4-b						
(3) 髄内釘・大腿骨頸部型	髄内釘・F4-c	(3) 髄内釘・大腿骨頸部型	髄内釘・F4-c						
(4) 髄内釘・集束型	髄内釘・F4- d	(4) 髄内釘・集束型	髄内釘・F4- d						
(5) 髄内釘・可変延長型	粒内釘・F4- e	(5) 髄内釘・可変延長型	髄内釘・F 4 — e						
(6) 横止めスクリュー・標準型	髄内釘・F4- f - 1	(6) 横止めスクリュー・標準型	髄内釘・F4-f-1						
(7) 横止めスクリュー・大腿骨頸部型	髄内釘・F4- f - 2	(7) 横止めスクリュー・大腿骨頸部型	髄内釘・F 4 - f - 2						
(8) ワッシャー・ナット	髄内釘・F4-j	(8) ワッシャー・ナット	髄内釘・F4- j						
(9) 位置情報表示装置 (プローブ・ドリル)	<u> 随内釘・F4-k</u>								

(傍線の部分は改正部分)

改正後

現行

I 医科点数表関係		改正	後		(別事)	1 医科点数表関係		現る	Ť		(別表)		
处 查 特定診療報酬算定医療	走							TË XE		(19148)			
特定砂板製師群を区域 機器の区分	- 薬水法承認上		その他の条件		対応する診療報酬項目	特定診療報酬算定医療 機器の区分		の位置付け	その他の条件]	対応する診療報酬項目		
持続的胸腔ドレナージ	機械器具 (32) 医療用吸引器	一般的名称 胸腔吸引器	持続的胸腔ドレナージ(吸	1 002	「ドレーン法	持続的胸腔ドレナージ	機械器具(32)医療用吸引器	一般的名称 論的感引器	 持続的胸腔ドレナージ(吸	1.002	「ドレーン法		
				J 019	ドレーン法 持続的胸腔ドレナージ 局所陸圧閉鎖処置(1自につき)		DEFFECT (00) DESCRIPTION OF STREET		31) が可能なしの	J 019	持続的胸腔ドレナージ		
陰圧創傷治療用カート リッジ	医療用品(4)整形用品	<u>単回使用隆圧創傷治療シス</u> テム	智理された陸圧を行加し、 創傷治療を促進するもの	1 003	局所陸上閉鎖処置(1日につき)					Ì			
リッジ 酸素吸入器	機械器具(6) 呼吸補助器	機業投与キット 高圧ガスレギュレータ 検索治療プローメータ 検索治療プスシステム 呼吸問期式レギュレータ 呼吸問期式レギュレータ	酸素吸入が可能なもの		酸素吸入	酸素吸入器		高圧ガスレギュレータ 酸素治療フローメータ 酸素治療送入システム 呼吸周調式レギュレータ ド吸周調式レギュレータ	酸素暖入が可能なもの	J 024	酸溶吸入		
高気圧酸素治療装置 (I)	機械器具(6)呼吸補助器	高庄酸素息者治療装置	高気圧酸素治療が可能なも の	J 027	高気圧酸素治療 1 教急的なもの イ 1人用高圧酸薬治療 2 非教急的なもの	高気圧酸素治療装置 (1)	機械器具(6)呼吸補助器	高庄酸素患者治療装置	高気圧酸素治療が可能なも の	J 027	高気圧酸素治療 1 教急的なもの イ 1人用高圧酸素治療 2 非教急的なもの		
高気圧酸素治療装置 (II)	機械器具(6)呼吸補助器	高圧酸素息者治療装置	高気圧酸素治療が可能なも の	J 027	高気圧酸素治療 1 教急的なもの ロ 多人数用高圧酸素治療	高気圧酸素治療装置 (II)	機械器臭(6)呼吸補助器	高圧酸素患者治療装置	高気圧酸薬治療が可能なも の	J 027	高気圧酸素治療 1 教急的なもの ロ 多人数用高圧酸素治療		
黄疸光線治療器	機械器具 (12) 理学診療用器	新生児黄疸光線治療器	新生児黄疸に対する治療が	J 043	2 非教急的なもの 新生児高ピリルピン血症に対する光線療	黄疸光線治療器	機械器具(12)理学診療用器	新生児黄疸光線治線器	新生児黄疸に対する治療が	J 043	2 非救急的なもの 新生児高ビリルビン血症に対する光線療		
人工呼吸器	具 機械器具(5)麻酔器並びに	麻酔システム田人工庭試験	可能なもの 人工呼吸が可能かもの	J 045	人工呼吸	人工呼吸器	具 機械器具 (5) 麻酔器並びに	 麻酔システム用人工呼吸器	可能なもの 人工販路が可能なすの	J 045	法 人工呼吸		
八二寸水田	麻酔器用呼吸養及びガス吸収	一一一一一一一		5 010		7.49°W	麻酔器用呼吸義及びガス吸収	一	ハエデスル・ツ服なもの	J 0-15	ヘエーアラス		
	かん 機械勝具 (6) 呼吸補助器	ガス式肺人工蘇生器 新生児・小児用人工呼吸器 高頻度人工郵保器 呼気肺人工蘇生聯 再使用可能な手動式肺人工 蘇生器 三・シャト人工呼吸器	:				かん 機械器具 (6) 呼吸補助器	ガス式肺人工蘇生器 新生児・小児用人工呼吸器 新性児・小児用 高朝度人工呼吸器 呼気筋工 原化用可能な手動式肺人工 蘇生器 手動式ジェット人工呼吸器					
		陰圧人工呼吸器 麻酔用人工呼吸器 手動式心臓ポンプ人工蘇生 陽 単回使用手動式肺人工蘇生						陸圧人工呼吸器 麻酔用人工呼吸器 手動式心臓ポンプ人工蘇生 器 単回使用手動式肺人工蘇生					
		器 可撤型人工呼吸器 特税的気道用圧ユニット 家庭治療用人工呼吸器 二相式気道陽圧ユニット 持続的自動気道陽圧ユニット						器 可撤型人工呼吸器 持続的気道陽圧ユニット 家庭治療用人工呼吸器 二相式気道陽圧ユニット 持続的自動気道陽圧ユニット					
		人 成人用人工呼吸器						人 成人用人工呼吸器			 		
二酰化杂类或入或法律的	機械器具(6)呼吸功器	<u>汎用人工呼吸器</u> 一般化容素ガス管理システ	人工呼吸器と接続し、一酸	T DAE-2	- 株ル安卓県 1 佐注	<u> 一味ルカ本の1佐に無型</u>	機械器具(6)呼吸助器	汎用人工呼吸器	人工呼吸器と接続し、一酸	7000	一酸化窒素吸入療法		
·····································	DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF	一般化室素が八番座シスク ム 一般化窒素	化窒素濃度を監視しながら 供給をおこなうもの(一酸		(1)	一致心重素收入家体保証	THE THE CONTRACT OF THE CONTRACT	ム 一酸化窒素	化資素濃度を監視しながら 供給をおこなうもの(一酸		一致化量素吸入承法		
心マッサージ器	機械器具(12)理学診療用器 具	運動式心肺人工蘇生器手動式心臓ポンプ	化変素を含む) 非開胸的心臓マッサージが 可能なもの	J 046	非開胸的心マッサージ	心マッサージ器	機械器具 (12) 理学診療用器 具	 手動式心臓ポンプ	化度素を含む) 非開胸的心臓マッサージが 可能なもの	J 046	非開胸的心マッサージ		
徐和助器	機械器具 (12) 理学診療用器 具	付除細動器 非医療従事者向け自動除組 動器 半自動除細動器	電気エネルギーを用い、除 細動を行うことが可能なも の	J 047	カウンダーショック	除細動器	機械器具(12)理学診療用器 具	付除細動器 非医療従事者向け自動除細 動器 半自動除細動器	湿気エネルギーを用い、除 細動を行うことが可能なも の	J 047	カウンターショック		
	機械器具 (31) 医療用焼灼器	手動式除細動器 色素レーザ	色楽レーザー照射療法が可	J 054-2	皮膚レーザー照射療法	皮膚レーザー照射装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	手動式除細動器 色素レーザ	 色新レーザー照射療法が可	J 054-2			
(1) 皮膚レーザー照射装置	機械器具 (31) 医瘀用烧灼器	ルピーレーザ	能なもの Qスイッチ付ルビーレー	J 054-2	1 色素レーザー照射療法 皮膚レーザー照射療法	(1) 皮膚レーザー照射装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	ルピーレーザ	能なもの Qスイッチ付ルビーレー	1 054-2	1 色素レーザー照射療法 皮膚レーザー照射療法		
(II)	TOTAL SECTION OF THE PROPERTY	アレキサンドライトレーサ	ゲー照射療法又はルビー レーザー照射療法が可能な もの		2 Qスイッチ付レーザー照射療法		(NI) 区域(11)(D)		ザー原射療法又はルビー レーザー照射療法が可能な もの		2 Qスイッチ付レーザー照射療法		
			ライトレーザー原射療法が 可能なもの		皮膚レーザー照射療法 2 Qスイッチ付レーザー照射療法				Qスイッチ付アレキサンド ライトレーザー照射療法が 可能なもの	[2 Qスイッチ付レーザー照射療法		
光線治療器(1)	機械器具 (12) 理学診療用器	赤外線治療器	息部の加温を行うことが可 能なもの	J 119	消炎航病等処置 2 発見等による療法	光線治療器(『)	機械器具(12)理学診療用器	赤外線治療器	患部の加温を行うことが可 能なもの	J 119	消炎鎮筋等処置 2 発量値にトス度性		
光線治療器(Ⅱ)	機械器具(12)理学診療用器 具	紫外線治療器 赤外線治療器 キセノン光線治療器	赤外線又は紫外線を用いて 皮膚疾患に対する光線治療		2 競見等による療法 皮膚科光練療法	光韓治療器(II)	機械器具(12)理学診療用器 具	宗外線治療器	赤外線又は紫外線を用いて 皮膚疾患に対する光線治療	ľ	2 紫具等による療法 皮膚科光線療法		
干涉低周波膀胱等刺激 装置	機械器具(12)理学診療用器		失禁治療を行うことが可能		干渉低層波による膀胱等刺激法	干涉低周波膀胱等刺激 装置	機械器具(12)理学診療用器 具	主沙電液型低層波格療器	矢殊俗旅を行うことかり形	il .	干渉低周波による膀胱等刺激法		
低層波治療器	機械器具(12)理学診療用器 具	低周波治療器 干涉電流型低周波治療器 強之期間測定低周波治療器	なもの 心部筋肉や神経に電気刺激 を与えるもの	J 119	消炎航痛等処数 2 器具等による療法	低陶波治療器	機械器具(12)理学診療用器 具	低周波治療器 干渗低液型低周波治療器 独之期間測定低周波治療器	かもの 患部筋肉や神経に電気刺激 を与えるもの	J 119	消炎鎮痛等処置 2 器具等による療法		

特定診療報酬算定医療 機器の区分	東平法承認上 類 知	定 義 の位置付け 一般的名称	その他の条件		特定診療報酬算定医療 機器の区分	業事法承認上(第一別	一般的名称	その他の条件	対応する診察報酬項目
高周波治療器	機械器具 (12) 理学診療用器	マイクロ被治療器 超短波治療器	思部の加機を行うことが可能なもの	2 器具等による療法		機械器具(12)理学診療用器 具	超级对为有效	患部の加盟を行うことが可 能なもの	2 器具等による療法
	機械器具(12)理学診察用器 具		患部の加機を行うことが可 能なもの	J 119 消炎観察等処数 2 難具等による療法 J 119-3 低出力レーザー照射		機械器具(12)理学診療用器 具	超音級指聚器	患部の加温を行うことが可 能なもの なながわに思いることが可	J 119 満央観痛等処置 2 程具等による療法 J 119-3 低出力レーザー照射
レーザ治療器	R		疼痛緩和に用いることが可 能なもの	J 119-3 低出力レーザー無射	レーザ治療器	A.		移動級和に用いることか可能なもの	】 112-2 MT四リハールー運動
£ 98					手 術	,			

		半導体レーザ治療器						半線体レーサ増級器			'
手 袱		_				手 術					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
特定診療報酬算定医療 機器の区分	東 事法承認上	度 義 の位置付け	その他の条件		対応する診療報酬項目	特定診療報酬算定医療 機器の区分	- 東事法承認上 報 知	定 義 の位置付け 一般的名称	その他の条件		対応する診療報酬項目
温皮病変識別マーカ	類 別 医療用品 (4)整形用品	一般的名称 権込み型病変識別マーカ	的に留置する金属マーカで		経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	経皮病変識別マーカ	医療用品 (4)整形用品	植込み型病変識別マーカ	放射線治療において、経皮 的に留置する金属マーカで あるもの	K 007-2	経皮的放射線治療用金属マーカー留置報
位置情報表示装置	機械器具(12)理学診療用器 具	手術用ナビゲーションユ ニット	あるもの 定位手術の際、電磁場を用 いて触内釘等の位置情報を	ļ	骨折侧血的手桁				#15 HV2		
青龍気刺激装置	機械器具(12)理学診療用器	電気骨折治療器	表示するもの 骨折の治療促進を行うこと が可能なもの	K 047	難治性骨折電磁波電気治療法	骨電気刺激装置	機械器具(12)理学診療用器	電気骨折治療器	骨折の治療促進を行うこと が可能なもの	K 047	羅治性骨折電磁波電気治療法
超音波骨折治療器	表 機械器具(12)理学診療用器 具	超音波传折治療器	超音波を用いて骨折の治癒 促進を行うことが可能なも	K 047-2 K 047-3	魔治性骨折缩音波治療法 超音波骨折治療法	超音波骨折治療器	機械器具(12)理学診療用器 具		が可能なもの 超音波を用いて骨折の治療 促進を行うことが可能なも		
体外衝擊被疼痛治療装置	機械器具(12)理学診療用器 具	体外衝擊被疼痛治療装置	体外衝撃波を用いて疼痛の 治療を行うことが可能なも	K 096-2	体外衝擊波疼痛治療術	体外衝擊被疼痛治療装置	機械器具(12)理学診療用器 具	体外衝擊波疼痛治療装置	の 体外衝撃波を用いて疼痛の 治療を行うことが可能なも		体外衝擊被疼痛治療術
緑内障治療用インプラン	医療用品(4)整形用品	酸内ドレーン	緑内障の治療に用いるもの	K 268	緑内障手術 4 緑内障治療用インプラント挿入術 虹彩光凝菌術	緑内障治療用インプラン	医療用品 (4) 整形用品	腺内ドレーン	緑内障の治療に用いるもの		緑内障手術 4 緑内陸治療用インプラント挿入 虹彩光製園術
眼科用光製圖装置	機械器具(31)医療用焼灼器	 眼科用レーザ光凝固・パル	臓科用レーザー光凝菌装置 であるもの -	K 271	毛様体光凝固術	線科用光凝固装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	臓科用レーザ光凝縮装置 腺科用レーザ光凝縮・パル スレーザ手術装置	酸料用レーザー光軽回装置 であるもの		虹彩光凝陽桥 毛線体光凝固桁 門角光凝固桁 網膜光凝固桁
網膜復位用ガス	医療用品(4)整形用品	スレーザ手術装置 網膜復位用人工補線材	眼球内部より剥離した網膜 を無格膜上に復位・固定す	K 273 K 276 K 275	馬角光髪 網膜光髪 網膜復位術	網膜復位用ガス	医療用品 (4) 整形用品	調製復位用人工補額材	眼球内部より剥離した網膜 を脈絡膜上に復位・固定す	K 276 K 275	<u>神族光葉園</u> 竹 純酸復位析
			るために、硝子体腔内に充 域十るガスであること	K 280	硝子体茎鎖散統下離断術				るために、硝子体腔内に充 填するガスであること	K 280	确子体 坐頭蜘蛛下膛斯将
眼科用レーザ手術装置	機械器具(31)医療用焼灼器	服科用パルスレーザ手術装	を 後発白内障切開術が可能な もの	K 281 K 282-2	1 網膜付着組織を含むもの 増殖性硝子体網膜症手術 後発白内障手術	眼科用レーザ手術装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器		後発白内障切開術が可能な もの	K 281 K 282-2	1 網膜付着組織を含むもの 増殖性納子体網膜症手術 後発白内障手術
超音波白内障手術装置	機械器具(12)理学診療用器	職料用レーザ光凝固・パルスレーザ手術装置 白内障・硝子体手術装置	水晶体の破砕が可能なもの	K 282	水晶体再煌裕	超音波白内障手術装置	機械器具(12)理学診療用器	眼科用レーザ光凝固・パル スレーザ手術装置 白内障・硝子体手術装置	水晶体の破砕が可能なもの	K 282	水晶体再验術
	具 機候器具(29)電気手術器	水晶体乳化術白内障摘出コ ニット 前房レンズ					具 機械器具(29)電気手術器	水晶体乳化術白内障摘出ユ ニット 前層レンズ	白内線に対する手術後の無	V 101	水晶体再验術
前房レンズ 後房レンズ へパリン使用後房レン 多焦点後のアレンズ	機械器具(72)視力輸正用レ ンズ	前房レンス 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ 挿入器付後房レンズ	白内障に対する手術後の無 水晶体膜の視力補正が可能 なもの	K 282	水晶体再適術 1 眼内レンズを挿入する場合	前房レンズ 後房レンズ ペパリン使用後房レン 多焦点後房レンズ 個入機付後席レンズ	ジズ	後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 多焦点後房レンズ	水晶体限の視力補正が可能なもの	K 202	1 眼内レンズを挿入する場合
<u>挿入器付後房レンズ</u> 高周被電流電気手術器	機械器具(29)電気手術器	バイポーラ電極	高周波電流により系統組織の切除及び凝固が可能なもの	К 377	口蓋扁桃手術		機械器具(29)電気手術器	挿入器付後房レンズ バイポーラ電極	高周波電流により扁桃組織 の切除及び凝固が可能なも の	K 377	口養瘍桃手術
心臓固定用圧子	機械器具 (42) 医療用剝離子 機械器具 (74) 医薬品注入器		心拍動下における心臓手術 時に、心臓の特定部位の動きを制限するもの		肺を使用しないもの)						
植込型医薬品注入器	機械器具(74)医薬品注入器	ル 長期的使用注入用植込み	「繰り返し藁液投与を行うた めに体内に留置するもの	K 611	抗感性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続 注入用植込型カテーテル設置 中心静脈栄養用植込型カテーテル設置	植込型医薬品注入器	機械器具(74)医薬品注入器	皮下用ポート及びカテーテ ル 長期的使用注入用値込み ポート	操り返し系形及与を行うた めに体内に留置するもの	K 611	抗悪性臓瘍剤動脈、静脈又は腹腔内特線 注入用植込型カテーテル設置 中心静脈栄養用植込型カテーテル設置
レーザー手術装置 (1)	機械器具(31)医療用機約器	ボート 映酸ガスレーザ ネオジミウム・ヤグレーサ 色素レーザ ネオジミウム・ヤグレーサ を素レーザ ネオジミウム・ヤグ 倍 周 酸レーザ ホルミウム・ヤグレーザ ボルミウム・ヤグレーザ	アスは切開が可能なもの	K 841-2	経尿道的レーザー前立腺切除術	レーザー手術装置 (I)	機械器具 (31) 医療用焼灼器	炭酸ガスレーザヤグレーザ ネオメジミウム・ザグレーザ 色素シマーザム・ヤグ 佐 高 シー・サイン・ヤグ 佐 周 被レーザ ・ヤグレーザ エホルミウム・ヤグレーザ エホルミ・ヤグレーザ		K 841-2	延尿道的レーザー前立線切除術
	-	パルスホルミウム・ヤグ レーザ アルゴン・クリプトンレー が 地だーレーザ (会演・アレキサンドライト レーザ クリプトンレーザ タイオードレーザ						パルスホルミウム・ヤグ レーザ アルゴン・クリプトンレー が はいーザ 飼薬・アンドライト レーザ クリプトンレーザ ダイオードレーザ			
レーザー手術装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ PDTエキシマレーザ	光線力学療法が可能な被長	K 510-2	平等力学疗法	レーザー手術装置	機械器具 (31) 医療用燃灼器	ヘリウム・カドミウムレーザ KTPレーザ PDTエキシマレーザ	光線力学療法が可能な波是	K 510-2	光線力学療法
(Ⅱ)	1987次·自在学生(417) (25.78K/门场)57 (25.7		630nmのエキシマ・ダイ レーザ又はYAG・OPO レーザーであるもの	K 526-3 K 653-4	ルボノデボー 内視鏡的表在性食道感性腫瘍光線力学療法 内視鏡的表在性質感性腫瘍光線力学療法 子言頭部初期盛又は具形成光線力学療法		The state of the s		630nmのエキシマ・ダイレーザ又はYAG・OPOレーザーであるもの	i .	光線力学療法 内視鏡的表在性食道原性腫瘍光線力学療法 大 内預度的表在性胃原性腫瘍光線力学療法 子宮頸節初切癌又は異形成光線力学療法

特定診療報酬算定医療	來事法承認上	・の位置付け 義	その他の条件		対応する診療報酬項目	特定診療報酬算定医療		Western 18 18 1	注 截			
機器の区分	類別	一般的名称]			機器の区分		東事法承認上 前 別	の位置付け般的名称	その他の条件		対応する診療報酬項目
レーザー手術装置 (皿)	機械器具 (12) 理学診療用器 具 機械器具 (31) 医療用焼灼器	体内挿入式レーザ結石破砕 装費 色楽レーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグ レーザ 色素・アレキサンドライト	経皮的尿路結石破砕が可能 なもの	K 781	越 狀道的 尿路結石除 去術	レーザー手術装置 (皿)	具	2) 理学移植用器	体内挿入式レーザ結石破砕 装置 色楽レーザ ホルミウム・ヤグレーザ パルスホルミウム・ヤグ レーザ	経皮的保路結石破砕が可能 なもの	K 781	赵杲道的原路籍石阶去析
レーザー手術装置	機械器具 (31) 医療用焼灼器	レーザ ダイオードレーザ	下肢が脈瘤の治療が可能な	K 617-4	下肢静脈瘤血管内烧灼術	レーザー手術装置	機械器具 (3	1) 医療用烧灼器	色素・アレキサンドライト レーザ ダイオードレーザ	下肢静脈瘤の治療が可能な	K 617-4	下心的腹瘤血管内征行法
病変識別マーカ	医療用品(4)整形用品	植込み型痢変識別マーカ	もの 肺癌に対する放射線治療に おいて、局所削機率の向上 を目的に経内視鏡のに回じ するのである。	K 509-3	気管支内視線的放射線治療用マーカー協 配桁	(IV) 病変識別マーカ	医療用品 (4	1)整形用品	極込み型病変識別マーカ	もの 肺癌に対する放射線治療に おいて、馬所制御率の向上 を目的に経内視鏡的に留置		気管支内視線的放射線治線用マーカーを 設析
心臓内三次元酮像構築 装置	機械器具 (21) 卢·蘇機能檢查 用器具	心臓カテーテル用検査装置	する命で一力であることを 体表面で配から発生する で表面では個号を作外式ペペース を開発して、一つのでは、一つのでは、 はのを除くこと、これでは、 はのを除くこと、これでは、 はのは、 は	K 595	経皮的カテーテル心筋焼灼帯 (三次元カ ラーマッピング加算) ・	心臓内三次元面像棉蕉 装盘	機械器具(2 用器具	1) 内蔵機能検査		マーカル・カース・トーカー・イン・カース・トーカー・イン・カース・トーカー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	K 595	経皮的カテーテル心筋焼灼術(三次元) ラーマッピング加算)
体外型心臓ペースメー カー	機械器具(7)内臓機能代用器	侵襲式体外型心臓ペース メーカー 非侵襲式体外型心臓ペース メーカー 経食道体外型心臓ペース	の 不整脈の補正(心臓ペーシ ング)が可能なもの	K 596	体外ペースメーキング術	体外型心臓ベースメー カー	機械器具(7 器	7)内臓機能代用	侵襲式体外型心臓ベース メーカー 非侵襲式体外型心臓ベース メーカー 経食道体外型心臓ベース	の 不整脈の補正(心臓ペーシ ング)が可能なもの	К 596	体外ペースメーキング術
マイクロ被手術器	機械器具(29) 電気手術器	焼灼術用電気手術ユニット	マイクロ波により組織の止 血及び凝固が可能なもの	K 697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝菌法	マイクロ被手術器	機械器具(29	9) 電気手術器	メーカー 焼灼解用電気手術ユニット	マイクロ波により組織の止 血及び凝固が可能なもの	K 697-2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法
ラジオ被手術器	機械器具(29) 電気手術器	治療用電気手術器	ラジオ波により組織の凝菌 が可能なもの	K 695 K 697-3	<u>肝切除剤 </u> 肝悪性臓瘍ラジオ被焼灼療法	ラジオ被手術器	機械器具(29	9) 電気手術器	治療用電気手術器	ラジオ波により組織の凝固	K 695 K 697-3	肝切除術 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
冷凍手術器	機械器具 (31) 医瘀用烧灼器	汎用冷凍手術ユニット	組織の凍結及び壊死が可能 なもの		野驢瘍凝菌・焼灼術 (冷凍凝菌によるもの)	冷凍手術器	機械器具 (3	1)医療用焼灼器	汎用冷凍手術ユニット	が可能なもの 組織の凍結及び壊死が可能	K 773-4	腎臓瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固による も
結紮器及び縫合器	機械器具 (30) 結紮器及び縫 合器		直腸粘膜の環状切離及び吻合が可能なもの	K 743	寿核手術 5 PPH	枯紮器及び総合器	機械器具 (30	0) 結紮器及び縫	体内固定用組織ステーブル	直腸粘膜の環状切離及び吻	K 743	(の) 排核手術
体外式衡量波結石破砕 装置 (I)	機械器具(12)理学診療用器 具	体外式結石破砕装置 微小火薬挿入式結石破砕装 の		K 678	体外衝擊波龍石破砕術	体外式衝撃波結石破砕 装置 (I)	機械器具(II 具	2) 理学診療用器	体外式結石破砕装置 微小火築挿入式結石破砕装	合が可能なもの 胆石の破砕が可能なもの	K 678	5 PPH 体外衝擊波胆石破砕絣
体外式衝擊波粘石破砕 装置(Ⅱ)	機械器具(12)理学診療用器 具	体外式結石破砕装置 微小火寨挿入式結石破砕装 图	野・原管結石の破砕が可能 なもの	K 768	体外衝撃波臂・尿管結石破砕桁	体外式衝擊波結石破砕 装置 (Ⅱ)	機械器具(12 具	2) 理学診療用器	作外式結石破砕装置 微小火紫挿入式結石破砕装	腎・尿管結石の破砕が可能 なもの	K 768	体外衝擊波臂、保管結石破砕術
体外式衝擊被結石破砕 装置(III)	機械器具(12)理学診療用器 具	体外式結石破砕装置 微小火囊挿入式結石破砕装	胆石及び腎・尿管結石の破 砕が可能なもの	K 678 K 768	体外衝擊波阻石破砕術 体外衝擊波臂·尿管結石破砕桁	体外式衝擊波結石破砕 装置 (皿)	機械器具(12 具	2) 理学診療用器	收 作外式結石破砕装置 嵌小火媒婦人式結石破砕装	胆石及び腎・尿管結石の破 砕が可能なもの	K 678 K 768	<u>体外衝擊波胆石破砕術</u> 体外衝擊波臂·尿管結石破砕術
恥骨蘭定式膀胱駅部吊 上術用装置	機械器具(30)結紮器及び縫 合器	尿失禁举上針	恥骨固定式膀胱頸部吊上術 を行うことが可能なもの		尿失禁手術 1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行	恥骨固定式膀胱頸部吊 上術用装置	合器) 結紮器及び縫	取 尿失禁举上針	恥骨固定式膀胱頸部吊上術 を行うことが可能なもの		原失禁手術 1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行
経尿道的前立腺高温度 治療装置	<u>,</u>	ステム マイクロ波ハイパサーミア システム	経尿道的にアプリケータを 挿入して前立腺肥大組織を 45度以上まで加温すること ができるもの		うもの 軽尿道的前立映高温度治療	経尿道的前立腺高温度 治療装置	機械器具(12 具	2) 理学診療用器	高周波式ハイパサーミアシ ステム マイクロ波ハイパサーミア	経尿道的にアプリケータを 挿入して前立腺肥大組織を 45度以上まで加温すること	K 841-3	うもの 経尿道的前立腺高温度治療
超音波治療器	A.	超音被治療器	して、超音波により前立腺 肥大組織を60度以上まで加		焦点式高エネルギー超音被療法	超音波治療器	機械器具(12 具	2) 理学診療用器	超音波治療器	して、超音波により前立腺 肥大組織を60度以上まで加		焦点式高エネルギー超音被療法
分娩用吸引器	機械器具(32)医療用吸引器	分娩用吸引器 手動式分娩用吸引器 自己血回収装置	<u>熱することができるもの</u> 吸引娩出に用いられるもの		吸引娩出術	分娩用吸引器		2)医療用吸引器	分娩用吸引器 手動式分娩用吸引器	熱することができるもの 吸引娩出に用いられるもの	K 893	吸引晚山桁
自家輸血装置	機械器具(7)内臓機能代用 器	自己血图収装置 単回使用自己血圏収キット	桁野から血液を回収して、 濃縮及び洗浄又は減過を行い、患者の体内に乗すこと が可能なもの	K 923	树中彬後自己血回収裕	自家輸血装置	機械器具(7 器)内藏機能代用	手動式分娩用吸引器 自己血回収装置 単回使用自己血回収キット	術野から血液を回収して、 濃縮及び洗浄又は濾過を行 い、患者の体内に戻すこと	K 923	祈中祈後自己血回収祈
自己生体組織接 <u></u> 矜剂作 成用機器	機械器具(7)內蔵機能代用 器	血漿成分分離用装置	庁血した自己由来の血漿から、生体組織接着剤を調整 するためのもの	K 924	自己生体組織接着制作成術	自己生体組織接着剤作 成用機器	機械器具(7 器)内蔵機能代用		が可能なもの 貯血した自己由来の血漿か ら、生体組織接着剤を調整	K 924	自己生体組織接脊剂作成術
超音波手術器	機械器具(12)理学診療用器 具	超音波手術器	超音波により組織の凝固、 切開又は破砕が可能なもの		超音波凝固切開装置等加算	超音波手斯器	機械器具(12	2) 理学診療用器	超音波手術器	するためのもの 超音波により組織の凝層、	K 931	超音波凝固切開装置等加算
超音波吸引器	R .	超音波吸引器	超音波により組織の破砕、	K 931	超音波凝固切阱装置等加算	超音波吸引器	機械器具(12	2) 理学診療用器	超音波吸引器	切削又は破砕が可能なもの 超音波により組織の破砕、」	K 931	超音波凝固切開装置等加算
雅 気手術器	機械器具(29)進気手術器	治療用地氣手術器	元気により血管及び組織の 関類又は剥離が可能なもの 三次元職像を通して、術者	K 931	超音波凝固切開装置等加算	危気手術器)) 紅気手術器	俗級用電氣手術器	乳化又は吸引が可能なもの 電気により血管及び組織の 関係又は剥離が可能なもの	X 931	超音波凝固切開装置等加算
手術用ロボット手術ユ ニット	機械器具(12)理学診療用器 具	手術用ロボット手術ユニッ ト	三次元繭像を通して、術者 の内視鏡手術器具操作を支 援することが可能なもの	K 939-4	内視線手術用支援機器加算 	手術用ロボット手術ユ ニット	機械器具 (12 具	2) 理学診療用器	F	閉鎖又は剥離が可能なもの 三次元期像を通して、術者 の内視鏡手術器具操作を支 掛することが可能なもの	939-4	内视镜手術用支援機器加算

		,			
	·				•
				·	
					•
				•	
					•

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

- 057 人工股関節用材料
 - (1) (略)
 - (2) 機能区分の考え方

人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する 固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料(<u>13</u>区分)、 大腿骨側材料(7区分)及び単純人工骨頭(1区分)の合計 <u>21</u>区分に 区分する。

固定方法の違い

直接固定 (略)

間接固定(略)

(3) 機能区分の定義

①~⑤ (略)

⑥ 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア〜ウ (略)

エ ⑦に該当しないこと。

⑦ 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。

ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成カップ (再置換用を含む。)であって、カップの内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を併せもつものであること。

(別表)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格

行

- 057 人工股関節用材料
 - (1) (略)
 - (2) 機能区分の考え方

人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する 固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料(<u>12</u>区分)、 大腿骨側材料(7区分)及び単純人工骨頭(1区分)の合計 <u>20</u>区分に 区分する。

固定方法の違い

直接固定 (略)

間接固定 (略)

(3) 機能区分の定義

①~⑤ (略)

⑥ 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア〜ウ (略)

- イ 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。
- ウ 固定方法が間接固定であること。
- エ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されてい るものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記さ れていること。
 - i ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続してお こなうことによる架橋処理が施されていること。
 - ii ビタミンEに浸漬されていること。
- (8) 骨盤側材料・ライナー(I) 次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

ウ ⑨から⑬に該当しないこと。

- ⑨ 骨盤側材料・ライナー(Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。 ア〜ウ (略)
- ⑩ 骨盤側材料・ライナー(IV) 次のいずれにも該当すること。 ア〜ウ
- ① **骨盤側材料・ライナー(V)** 次のいずれにも該当すること。 ア~ウ (略)
- (2) 骨盤側材料・ライナー(VI) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カ ップ(再置換用を含む。)を⑬と組み合わせて使用し、内側に⑬と の関節摺動面を確保するものであること。

イ (略)

③ 骨盤側材料・ライナー(VII) 次のいずれにも該当すること。

- ⑦ 骨盤側材料・ライナー(I) 次のいずれにも該当すること。 ア〜イ (略) ウ ⑧から⑫に該当しないこと。
- ⑧ 骨盤側材料・ライナー(Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

- 次のいずれにも該当すること。 ア~ウ
- ⑩ 骨盤側材料・ライナー(V) 次のいずれにも該当すること。 ア~ウ (略)
- ① 骨盤側材料・ライナー(VI) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カ ップ(再置換用を含む。)を⑫と組み合わせて使用し、内側に⑫と の関節摺動面を確保するものであること。

(12) 骨盤側材料・ライナー(VII) 次のいずれにも該当すること。 ア〜ウ (略)

少のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

ウ ⑮に該当しないこと。

(1) 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)・特殊型 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

⑤ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

① 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド(I) 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑱から⑳までに該当しないこと。

① 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

ウ <u>⑰、⑲</u>及び⑳に該当しないこと。

① 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑰、⑱及び⑳に該当しないこと。

② 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ <u>⑩</u>から<u>⑩</u>までに該当しないこと。

 ア〜ウ (略)

① 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)・標準型 次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

ウ ⑭に該当しないこと。

④ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)・特殊型 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

⑤ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

⑤ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド(Ⅰ) 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑰から⑲までに該当しないこと。

① 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

ウ <u>16</u>、<u>18</u>及び<u>19</u>に該当しないこと。

② 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑯、⑰及び⑲に該当しないこと。

① 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑩から⑱までに該当しないこと。

単純人工骨頭
 人工骨頭挿入術に用いる専用ステムであって、ステムとステムへッ

ド部が一体となっており、分離不能な構造となっているものであること。

061 固定用内副子(プレート)

(1) ~(2) (略)

(3) 機能区分の定義

① ストレートプレート(生体用合金 I・S)次のいずれにも該当すること。

ア次のいずれかに該当すること。

- <u>i</u> 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用される プレートであること。
- ii 胸骨の骨折の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが4本以下であること。

イ~ウ (略)

② ストレートプレート(生体用合金 I・L) 次のいずれにも該当すること。

ア次のいずれかに該当すること。

- <u>i</u> 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用される プレートであること。
- ii 胸骨の骨折の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが 5 本以上であること。

イ~ウ (略)

③~⑨ (略)

073 髄内釘

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認上又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」<u>又は「機</u> 械器具(12)理学診療用器具」であって、一般的名称が「体内固定用 ド部が一体となっており、分離不能な構造となっているものであること。

061 固定用内副子(プレート)

(1) ~(2) (略)

- (3) 機能区分の定義
- ストレートプレート(生体用合金 I・S) 次のいずれにも該当すること。

ア 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用されるプレートであること。

イ~ウ (略)

② ストレートプレート(生体用合金 I・L) 次のいずれにも該当すること。

<u>ア</u> 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用されるプレートであること。

イ~ウ (略)

③~⑨ (略)

073 髄内釘

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「体内固定用ネジ」、「体内固定用ナット」、「体内固

ネジ」、「体内固定用ナット」、「体内固定用大腿骨髄内釘」、「体内固定用ワッシャ」、「体内固定用脛骨髄内釘」、「体内固定用上肢髄内釘」<u>又</u>は「手術用ナビゲーションユニット」であること。

- (2) (略)
- (3) 機能区分の定義

①~⑧ (略)

⑨ 位置情報表示装置(プローブ・ドリル)

ネイルプローブとドリルを共に含むもので、ネイルプローブは先端 にセンサーを内蔵し、電磁場を利用して髄内釘の位置情報を表示する ための機器と併せて用いるものであること。

- 112 ペースメーカー
 - (1) (略)
 - (2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により 10 区分に区分する。
 - (3) 機能区分の定義
 - ① シングルチャンバ<u>・標準型</u>次のいずれにも該当すること。

・ア~イ (略)

ウ ②に該当しないこと。

② シングルチャンバ・MR I 対応型 次のいずれにも該当すること。

アシングルチャンバ型であること。

- <u>イ 上室性頻拍抑止機能を有しないものであること。</u>
- ウ 本品を植え込んだ患者において、撮像可能条件に適合する場合に 1.5 テスラの装置によるMR I 検査が可能となる構造・機能を有す るものであること。
- ③ デュアルチャンバ (I型・II型)

定用大腿骨髄内釘」、「体内固定用ワッシャ」、「体内固定用脛骨髄内釘」 又は「体内固定用上肢髄内釘」であること。

- (2) (略)
- (3) 機能区分の定義

①~⑧ (略)

- 112 ペースメーカー
 - (1) (略)
 - (2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により<u>9</u>区分に区分す る。
 - (3) 機能区分の定義
 - ① シングルチャンバ次のいずれにも該当すること。ア〜イ (略)

② デュアルチャンバ (I型・II型)

次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

④ デュアルチャンバ(Ⅲ型)次のいずれにも該当すること。ア~ウ (略)

⑤ デュアルチャンバ (IV型)・標準型 次のいずれにも該当すること。

ア〜ウ (略)

⑥ デュアルチャンバ (IV型)・MR I 対応型 次のいずれにも該当すること。

ア〜ウ (略)

ク トリプルチャンバ (I型)・標準型 次のいずれにも該当すること。

ア〜ウ (略)

エ <u>⑧及び⑩</u>に該当しないものであること。

⑧ トリプルチャンバ (I型)・極性可変型 次のいずれにも該当すること。

ア〜エ (略)

オ ⑩に該当しないものであること。

⑨ トリプルチャンバ(Ⅱ型)次のいずれにも該当すること。ア~ウ (略)

⑩ トリプルチャンバ(Ⅲ型)次のいずれにも該当すること。ア~オ (略)

118 植込型除細動器用カテーテル電極

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

③ デュアルチャンバ(Ⅲ型)次のいずれにも該当すること。ア~ウ (略)

④ デュアルチャンバ (IV型)・標準型 次のいずれにも該当すること。ア~ウ (略)

⑤ デュアルチャンバ (IV型)・MR I 対応型 次のいずれにも該当すること。 ア〜ウ (略)

⑥ トリプルチャンバ (I型)・標準型 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

エ ⑦及び⑨に該当しないものであること。

⑦ トリプルチャンバ (I型)・極性可変型 次のいずれにも該当すること。

ア〜エ (略)

オ ⑨に該当しないものであること。

- ⑧ トリプルチャンバ(Ⅱ型)次のいずれにも該当すること。ア~ウ (略)
- ⑨ トリプルチャンバ(Ⅲ型)次のいずれにも該当すること。ア~オ (略)

118 植込型除細動器用カテーテル電極

(1) 定義 次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認上又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「植込み型除細動器・ペースメーカリード」 又は「植込み型ペースメーカアダプタ」であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。

<u>ア</u> 心室性頻拍等に対し、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動を行う際に使用する植込型除細動器用カテーテル電極であること。

イ コネクタを有するものであること。

- ③ (略)
- (2) 機能区分の考え方

電極の機能により、シングル、マルチ(一式)及び<u>アダプター</u>の合計 3区分に区分する。

- (3) 機能区分の定義
- ①~② (略)
- ③ アダプター

植込型除細動器又は両室ペーシング機能付き植込型除細動器と植 込型除細動器用カテーテル電極を中継又は適合させるためのコネク タを有するものであり、高電圧電極を分岐する機能を有するものであ ること。

- 133 血管内手術用カテーテル
 - (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管 用ステントセット(2区分)、PTAバルーンカテーテル(7区分)、 下大静脈留置フィルターセット(1区分)、冠動脈灌流用カテーテル(1 区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去 用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用カテーテル(2区分)、 血栓除去用カテーテル(7区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用 コイル(7区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「植込み型除細動器・ペースメーカリード」であること。
- ② 心室性頻拍等に対し、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動を行う際に使用する植込型除細動器用カテーテル電極であること。
- ③ (略)
- (2) 機能区分の考え方 電極の機能により、シングル<u>及び</u>マルチ(一式)の合計<u>2</u>区分に区分 する。
- (3) 機能区分の定義 ①~② (略)

- 133 血管内手術用カテーテル
 - (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管 用ステントセット(2区分)、PTAバルーンカテーテル(7区分)、 下大静脈留置フィルターセット(1区分)、冠動脈灌流用カテーテル(1 区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓異物除去 用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用カテーテル(2区分)、 血栓除去用カテーテル(7区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用 コイル(7区分)、汎用型圧測定用プローブ(1区分)、連続心拍出量 測定用カテーテル(1区分)、静脈弁カッター(2区分)、頸動脈用ステントセット(1区分)、狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、血管塞栓用プラグ(1区分)及び冠動脈カテーテル交換用カテーテル(1区分)の合計 46 区分に区分する。

(2) ~(19) (略)

図 冠動脈カテーテル交換用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液 誘導管」であって、一般的名称が「冠動脈カテーテル交換用カテーテル」であること。
- ② 経皮的冠動脈形成術を実施する際に、カテーテルの交換を補助することを目的として使用するカテーテルであること。

139 組織拡張器

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「皮膚拡張器」であること。
- ② 皮下、粘膜下又は筋肉下に挿入し、皮弁を得ること等を目的に皮膚を伸展させるために使用する組織拡張器であること。
- (2) 機能区分の考え方

使用方法及び使用目的により、一般用と乳房用の合計 2 区分に区分する。

- (3) 機能区分の定義
- ① 一般用②に該当しないこと。
- ② 乳房用

測定用カテーテル(1区分)、静脈弁カッター(2区分)、頸動脈用ステントセット(1区分)、狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)及び血管塞栓用プラグ(1区分)の合計 45区分に区分する。

(2) ~(19) (略)

139 組織拡張器

定義

次のいずれにも該当すること。

- (i) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「皮膚拡張器」であること。
- <u>(1)</u> 皮下<u>又は</u>粘膜下に挿入し、皮弁を得ること等を目的に皮膚を伸展させるために使用する組織拡張器であること。

次のいずれにも該当すること。

- ア 薬事承認又は認証上、使用目的が乳房再建術に限定されていること。
- <u>イ 形状がしずく形状、半月形状又はクロワッサン形状であって、そ</u> の趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
- <u>ウ</u>表面にテクスチャード加工(表面の微細孔加工)が施されており、 その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
- 146 大動脈用ステントグラフト
 - (1) (略)
 - (2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)<u>(1</u>区分)、腹部大動脈用ステントグラフト(補助部分)<u>(1区分)</u>、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)<u>(2区分)</u>及び胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)(1区分)の合計5区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①~② (略)

③ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)<u>・標準型</u> 次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

ウ ④に該当しないこと。

- <u>④ 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・血管分岐部対応型</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u>
 - ア 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。
 - <u>イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフト</u> を挿入するための付属品を含んでいるものであること。
 - <u>ウ</u> 血管分岐部に対応するための開窓部 (フェネストレーション) を 有するものであること。
- ⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)

146 大動脈用ステントグラフト

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)、腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分)、胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)及び胸部大動脈用ステントグラフト (補助部分)の合計 4 区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①~② (略)

③ 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) 次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

④ 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)

次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

159 局所陰圧閉鎖処置用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、 一般的名称が「陰圧創傷治療システム」<u>又は「単回使用陰圧創傷治療シ</u> ステム」であること。
- (2) (略)

178 神経再生誘導材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、 一般的名称が「コラーゲン使用吸収性神経再生誘導材」であること。
- (2) 末梢神経断裂・欠損部に導入して両断端に連続性を持たせ、神経再生の誘導と機能再建を目的とするものであること。
- (3) 吸収性合成高分子材料との二重構造を有するものであること。

179 気管支用充填材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「気管支用充填材」であること。
- (2) 内視鏡下で気管支に充填し、外科手術が困難な難治性気胸や気管支瘻等の治療を目的とするものであること。

180 陰圧創傷治療用カートリッジ

次のいずれにも該当すること。

ア〜イ (略)

159 局所陰圧閉鎖処置用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「陰圧創傷治療システム」であること。
- (2) (略)

<u>定義</u>

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。
- (2) 管理された陰圧を付加することで、創傷の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治療を促進することを目的とするものであること。

181 人工乳房

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、 一般的名称が「ゲル充填人工乳房」であること。
- (2) 乳房再建術に用いられ、適用部位に埋入することによって乳房の形状を修復又は形成することを目的とするものであること。

		,
	•	

新たに機能区分及び保険償還価格が設定された医療機器等 (平成25年7月1日適用)

- 1. 人工股関節用材料(骨盤側材料)
 - (1) 【販売名】Exceed ABT E1 セメンテッドカップ (バイオメット・ジャパン株式会社)

[保険償還価格]

94,200円

(決定機能区分:057 人工股関節用材料(1) 骨盤側材料 ③ カップ・ライナー一体型 イ カップ・ライナー一体型(Ⅲ))

[主な使用目的]

本品は、人工股関節置換術に使用される間接固定型の寛骨臼カップである。ガンマ線照射による架橋処理を施し、酸化劣化のためにビタミンEに浸漬させた超高分子量ポリエチレン製の本体の内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を併せもつものである。

(2)【販売名】X3 リムフィットカップ (日本ストライカー株式会社)

〔保険償還価格〕

94,200円

(決定機能区分:057 人工股関節用材料(1) 骨盤側材料 ③ カップ・ライナー一体型 イ カップ・ライナー一体型(Ⅲ))

〔主な使用目的〕

本品は、人工股関節置換術に使用される間接固定型の寛骨臼カップである。ガンマ線照射と融 点以下の熱処理を連続して行うことにより架橋処理された超高分子量ポリエチレン製の本体にラ イナー機能を併せもつものである。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱの区分057を次のように改める。

057 人工股関節用材料

(以下略)

(1) 骨盤側材料

①~② (略)

③ <u>カップ・ライナー―体型</u><u>ア</u> カップ・ライナー―体型(Ⅱ)イ カップ・ライナー―体型(Ⅲ)

87,900円

94,200円

(以下略)

(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の(別紙)を次のように改める。
(別紙)

- 告示名
- 057 人工股関節用材料
(1) ~ (2-2) (略)
(2-3) 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅲ)
- 人工股関節HA-2-3

(3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分057を次のように改める。

057 人工股関節用材料

- (1) (略)
- (2) 機能区分の考え方

人工股関節は、骨盤側材料又は大腿骨側材料に大別し、次に規定する固定方法、使用目的及び構造によりそれぞれ骨盤側材料(13区分)、大腿骨側材料(7区分)及び単純人工骨頭(1区分)の合計21区分に区分する。

固定方法の違い

直接固定 (略)

間接固定 (略)

- (3) 機能区分の定義
 - ①~⑤ (略)
 - ⑥ 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

エ ⑦に該当しないこと。

⑦ 骨盤側材料・カップ・ライナー一体型(Ⅲ)

次のいずれにも該当すること。

- ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成カップ (再置換用を含む。) であって、カップの内側に関節摺動面を有し、ライナー機能を併せもつものであること。
- イ 再建用臼蓋形成カップに該当しないこと。
- ウ 固定方法が間接固定であること。
- <u>工</u><u>摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その</u> 趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
 - i ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架 橋処理が施されていること
 - ii ビタミンEに浸漬されていること。
- ⑧ 骨盤側材料・ライナー(I)

次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

ウ ⑨から⑩に該当しないこと。

⑨ 骨盤側材料・ライナー(Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

ア〜ウ

① 骨盤側材料・ライナー(V)次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

- ② 骨盤側材料・ライナー(VI) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ(再置換用を含む。)を<u>③</u>と組み合わせて使用し、内側に<u>③</u>との関節摺動面を確保するものであること。 イ (略)
- ① 骨盤側材料・ライナー(VII) 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

④ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)・標準型 次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

- ウ ⑮に該当しないこと。
- ⑤ 大腿骨側材料・大腿骨ステム(I)・特殊型 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

① 大腿骨側材料・大腿骨ステム(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

ア (略)

イ ⑱から⑳までに該当しないこと。

③ 大腿骨側材料・大腿骨ステムヘッド(Ⅱ) 次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

ウ ①、①及び②に該当しないこと。

<u>⑨</u> 大腿骨側材料・人工骨頭用・モノポーラカップ 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑰、⑱及び⑳に該当しないこと。

<u>②</u> 大腿骨側材料・人工骨頭用・バイポーラカップ 次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ ⑰から⑲までに該当しないこと。

② 単純人工骨頭

人工骨頭挿入術に用いる専用ステムであって、ステムとステムヘッド部が一体となって おり、分離不能な構造となっているものであること。

(※改正箇所=下線部)

2. 髓内釘(位置情報表示装置)

【販売名】SURESHOT ディスタルターゲティングシステム (スミス・アンド・ネフューオーソペディックス株式会社)

[保険償還価格]

22,400 円

(決定機能区分:073 髄内釘(4) 位置情報表示装置(プローブ・ドリル))

*インターフェース及びターゲターは、区分A2 (特定包括) に該当するため、特定の診療報酬項目に包括して評価される。((3)参照)

〔主な使用目的〕

定位手術における術者の補助として髄内釘、構成品及び専用手術器械の位置情報を表示する製品である。髄内釘の固定の際に、術者が骨及び組織の穿孔位置を決めるための補助として用いる。

製品のうち、ネイルプローブは、先端にセンサーを内蔵しており、髄内釘の内部に挿入し、ターゲターから発生する電磁場を感知して髄内釘の固定穴と機器の正確な位置と方向を表示する。

ドリルは、ターゲターに付けられたドリルスリーブと組み合わせ、骨を穿孔する。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱの区分073を次のように改める。

073 髄内釘

(1)~(3) (略)

(4) 位置情報表示装置(プローブ・ドリル)

22,400円

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の (別紙) を次のように改める。

 (別紙)

 告示名
 略称

 073 髄内釘
 (1) ~ (8) (略)

 (9) 位置情報表示装置 (プローブ・ドリル)
 髄内釘・F4-k

(※改正箇所=下線部追加)

(3) 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号)の一部 改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成 24年3月5日保医発 0305第7号)の(別表)を次のように改める。

I 医科点数表関係

(別表)

手術

1 M13								
特定診療報酬算定医療機		定義						
器の区分	薬事法承認	上の位置付け	その他の条件	対応する診療報酬項目				
	類別	一般的名称						
経皮病変識別マーカ	医療用品(4)	植込み型病変識	放射線治療にお	K007-2	経皮的放射線治療			
	整形用品	別マーカ	いて、経皮的に留		用金属マーカー留			
			置する金属マー		置術			
			カであるもの					
位置情報表示装置	機械器具 (12)	手術用ナビゲー	定位手術の際、電	K046	骨折観血的手術			
#	理学診療用器	ションユニット	磁場を用いて髄					
	具		内釘等の位置情					
			報を表示するも					
			<u>の</u>					
			-					
	(1)							
		(以下略)						

(※改正箇所=下線部)

(4) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号) の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分073を次のように改める。

073 髄内釘

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認上又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」又は「機械器具(12)理学 診療用器具」であって、一般的名称が「体内固定用ネジ」、「体内固定用ナット」、「体内固 定用大腿骨髄内釘」、「体内固定用ワッシャ」、「体内固定用脛骨髄内釘」、「体内固定用上肢 髄内釘」又は「手術用ナビゲーションユニット」であること。
- (2) (略)
- ③ 機能区分の定義
 - ①~⑧ (略)

⑨ 位置情報表示装置(プローブ・ドリル)

ネイルプローブとドリルを共に含むもので、ネイルプローブは先端にセンサーを内蔵 し、電磁場を利用して髄内釘の位置情報を表示するための機器と併せて用いるものである こと。

(※改正箇所=下線部)

- 3. ペースメーカー (シングルチャンパ MR I 対応型)
 - ①【販売名】エヴィアシリーズ Pro (バイオトロニックジャパン株式会社)

[保険償還価格]

781,000円

(決定機能区分:112 ペースメーカー (1) シングルチャンバ ② MRI 対応型)

[主な使用目的]

本品は、シングルチャンバ型の植込み型パルスジェネレータである。除脈が検出された場合にはペースメーカパルスを供給して心拍数を正常まで上昇させる。撮像可能条件に適合する場合のみ限定的に MRI 検査が可能となる機器である。

②【販売名】エヴィア-Tシリーズ Pro(バイオトロニックジャパン株式会社)

[保険償還価格]

781,000円

(決定機能区分:112 ペースメーカー (1) シングルチャンバ ② MRI 対応型)

[主な使用目的]

本品は、シングルチャンバ型の植込み型パルスジェネレータである。除脈が検出された場合にはペースメーカパルスを供給して心拍数を正常まで上昇させる。撮像可能条件に適合する場合のみ限定的に MRI 検査が可能となる機器である。

また本品は体内無線設備を内蔵し、体外無線制御設備へデータを送信することで、デバイスシステムの異常を早期に発見できる。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱの区分 112 を次のように改める。

112 ペースメーカー

(1) <u>シングルチャンバ</u>

標準型

② MR I 対応型

733,000 円

781,000円

(以下略)

(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分 112 を次のように改める。

112 ペースメーカー

- (1) (略)
- (2) 機能区分の考え方 ペースメーカーは、次に規定する機能の有無等により 10 区分に区分する。
- (3) 機能区分の定義
 - ① シングルチャンバ<u>・標準型</u> 次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

ウ ②に該当しないこと。

② シングルチャンバ・MR I 対応型

次のいずれにも該当すること。

- アシングルチャンバ型であること。
- イ 上室性頻拍抑止機能を有しないものであること。
- ウ 本品を植え込んだ患者において、撮像可能条件に適合する場合に 1.5 テスラの装置に よるMR I 検査が可能となる構造・機能を有するものであること。
- ③ デュアルチャンバ (Ⅰ型・Ⅱ型) 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

④ デュアルチャンバ (Ⅲ型)次のいずれにも該当すること。

ア〜ウ (略)

⑤ デュアルチャンバ (IV型)・標準型 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

<u>⑥</u> デュアルチャンバ (IV型)・MR I 対応型 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

⑦ トリプルチャンバ (I型)・標準型 次のいずれにも該当すること。

ア~ウ (略)

エ ⑧及び⑩に該当しないものであること。

8 トリプルチャンバ (I型)・極性可変型 次のいずれにも該当すること。

ア〜エ (略)

オ ⑩に該当しないものであること。

⑨ トリプルチャンバ(Ⅱ型)次のいずれにも該当すること。ア~ウ (略)

⑩ トリプルチャンバ(Ⅲ型)

次のいずれにも該当すること。

ア〜オ (略)

4. 植込型除細動器用カテーテル電極 (アダプター)

【販売名】5019型 DF4 ヘッダ用 High Voltage スプリッタキット(日本メドトロニック株式会社)

[保険償還価格]

256,000円

(決定機能区分:118 植込型除細動器用カテーテル電極(3)アダプター)

〔主な使用目的〕

本製品は、DF4 規格のコネクタポートに DF-1 規格及び DF4 規格のコネクタをもつ植え込み型除細動起用リードを接続するために使用する。

植込型除細動器等を使用している患者のうち、除細動閾値が高く、除細動電極の追加が必要となった者が本品を使用することにより、植込型除細動器の摘出・入れ替えをしなくても、治療の選択肢を広げることができる。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱの区分118を次のように改める。

118 植込型除細動器用カテーテル電極

(1) 植込型除細動器用カテーテル電極 (シングル)

926,000円

(2) 植込型除細動器用カテーテル電極 (マルチ (一式))

220,000円

(3) アダプター

256,000円

(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の I の 3 の (60-2) として次のように加える。

(60-2) 植込型除細動器用カテーテル電極

アダプターは、除細動閾値が高く、除細動電極の追加が必要となった患者に対して使用 した場合に限り算定できる。

(※改正箇所=下線部)

(3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分118を次のように改める。

- 118 植込型除細動器用カテーテル電極
 - (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認上又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称が「植込み型除細動器・ペースメーカリード」<u>又は「植込み型ペースメーカアダプタ」</u>であること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - <u>ア</u> 心室性頻拍等に対し、心室センシング、ペーシング、抗頻拍ペーシング治療及び除細動を行う際に使用する植込型除細動器用カテーテル電極であること。

イ コネクタを有するものであること。

- ③ (略)
- ② 機能区分の考え方

電極の機能により、シングル、マルチ(一式)及びアダプターの合計3区分に区分する。

- (3) 機能区分の定義
 - ①~② (略)
 - ③ アダプター

植込型除細動器又は両室ペーシング機能付き植込型除細動器と植込型除細動器用カテ ーテル電極を中継又は適合させるためのコネクタを有するものであり、高電圧電極を分岐 する機能を有するものであること。

(※改正箇所=下線部)

5. 血管内手術用カテーテル

【販売名】カネカエクスチェンジデバイス CO-N1 (株式会社カネカ)

[保険償還価格]

19,100円

(決定機能区分:133 血管内手術用カテーテル(19) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル)

〔主な使用目的〕

本品は、冠動脈狭窄部にガイドワイヤーを通過させる際に使用する OTW 型カテーテルを抜去する際 に、ガイドワイヤーが同時に動かないようにバルーンで固定することにより、カテーテル交換を補助 する目的で使用する。

<関連する告示・通知の改正>

「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第216号)

「材料価格基準」の別表Ⅱの区分133を次のように改める。

133 血管内手術用カテーテル

 $(1) \sim (18)$ (略)

(19) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル

19, 100 円

(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第 5号)の一部改正(平成25年6月27日 保医発0627第2号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の I の 3 の (67) に次のように加え る。

⑥ 血管内手術用カテーテル

ア〜カ (略)

キ 冠動脈カテーテル交換用カテーテルは、1回の手術に対し、1本を限度として算定する。 (※改正箇所=下線部)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号) の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分 133 を次のように改める。

- 133 血管内手術用カテーテル
 - (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル(2区分)、末梢血管用ステントセット(2 区分)、PTAバルーンカテーテル(7区分)、下大静脈留置フィルターセット(1区分)、 冠動脈灌流用カテーテル(1区分)、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内血栓 異物除去用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用カテーテル(2区分)、血栓除去 用カテーテル(7区分)、塞栓用バルーン(2区分)、塞栓用コイル(7区分)、汎用型圧 測定用プローブ (1区分)、連続心拍出量測定用カテーテル (1区分)、静脈弁カッター (2 区分)、頸動脈用ステントセット(1区分)、狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、下肢動 脈狭窄部貫通用カテーテル(1区分)、血管塞栓用プラグ(1区分)及び冠動脈カテーテル 交換用カテーテル (1区分) の合計 46区分に区分する。

(2) ~(19) (略)

② 冠動脈カテーテル交換用カテーテル

<u>定義</u>

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、 一般的名称が「冠動脈カテーテル交換用カテーテル」であること。
- ② 経皮的冠動脈形成術を実施する際に、カテーテルの交換を補助することを目的として使用するカテーテルであること。

(※改正箇所=下線部)

6. 人工乳房及び組織拡張器

①【販売名】ナトレル ブレスト・インプラント (アラガン・ジャパン株式会社)

[保険償還価格]

69,400円

(決定機能区分:181 人工乳房)

[主な使用目的]

本品は、乳房再建術において、乳房の形状を修復又は形成するために適用部位に埋入されるゲル充 填入工乳房である。

②【販売名】ナトレル 133 ティッシュ・エキスパンダー(アラガン・ジャパン株式会社)

[保険償還価格]

32,100円

(決定機能区分:139 組織拡張器(2)乳房用)

[主な使用目的]

本品は、乳房再建術時に人工乳房の埋入を容易にするため、乳房皮下又は大胸筋下に一定期間埋め込み、乳房周辺部の皮膚及びその他の組織を拡張・伸展させる皮膚拡張器である。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱを次のように改める。	
139 組織拡張器	
<u>(1) 一般用</u>	31, 200 円
(2) 乳房用	32, 100 円
(中 略)	
181 人工乳房	69, 400 円
	(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のIの3を次のように改める。

(砂2) 組織拡張器

乳房用は以下のいずれにも該当する場合に限り算定できる。

<u>ア 乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で、以下のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際、その旨を診療報酬明細書の適要欄に記載すること。</u>

a 一次再建の場合

術前診断において Stage II 以下で、皮膚浸潤、大胸筋浸潤や高度のリンパ節転移を 認めない乳腺全摘術後の症例で、かつ、皮膚欠損を生じないか、小範囲で緊張なく縫 合閉鎖可能な症例。

b 二次再建の場合

<u>乳腺全摘術後で大胸筋が残存している症例であること。ただし、放射線照射により</u> 皮膚の血行や弾力性が障害されていないこと。

- イ 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。
 - a 形成外科又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している医師、もしく は、その指導下で研修を行う医師であること。
 - b 関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、医師登録がなされていること。
- ウ<u>以下に該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は本通知別添様式2</u> により提出すること。
 - a 一次再建の場合

<u>乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されており、かつ、形成外科の経験を5年以上有している常勤又は非常勤の医師と連</u>携して手術を行うこと。

b 二次再建の場合

形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置 されていること。

- エ 関係学会から示されている指針に基づき、乳房再建術が適切に実施されていること。
- オ 乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合は、双方の持つ臨床情報、手術日、術式等を示す文書を相互に交付した上で、診療録に添付して保存すること。

(中略)

<u>例</u> 人工乳房

- ア 乳腺悪性腫瘍手術後の乳房再建術を行う症例で、以下のいずれかに該当した場合に限り 算定できる。その際、その旨を診療報酬明細書の適要欄に記載すること。
 - a 一次一期的再建の場合

術前診断において Stage II 以下で、皮膚浸潤、大胸筋浸潤や高度のリンパ節転移を認めない症例で、かつ、大胸筋が温存され皮膚欠損が生じない乳輪乳頭温存皮下乳腺全摘術を行った症例。

b 一次二期的再建の場合

乳腺全摘術時に組織拡張器が挿入され、十分に皮膚が拡張されている症例。

c 二次再建の場合

乳腺全摘術後で大胸筋が残存しており、初回手術で組織拡張器が挿入され十分に皮膚が拡張されているか、皮弁移植術などにより皮膚の不足が十分に補われている、あるいは十分に補われることが見込まれる症例。ただし、放射線照射により皮膚の血行や弾力性が障害されていないこと。

- イ 当該材料は、以下のいずれにも該当する医師が使用<u>した場合に限り算定する。</u>
 - <u>a</u> 形成外科又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している医師、もしくは、 その指導下で研修を行う医師であること。
 - b 関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、医師登録がなされて いること。
- <u>ウ</u>以下に該当する保険医療機関において実施すること。なお、届出は本通知別添様式2により提出すること。
 - a 一次一期的再建の場合

乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されており、かつ、形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤又は非常勤の医師と連携して手術を行うこと。

b 一次二期的再建及び二次再建の場合

<u>形成外科の専門的な研修の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されていること。</u>

エ 関係学会から示されている指針に基づき、乳房再建術が適切に実施されていること。

オ 乳腺悪性腫瘍手術と乳房再建術を行う医療機関が異なる場合は、双方の持つ臨床情報、 手術日、術式等を示す文書を相互に交付した上で、診療録に添付して保存すること。 カ 人工乳房を用いて乳房再建術を行った場合は、区分番号「K476-3」乳房再建術(乳 房切除後)の点数に準じて算定する。

別添様式<u>1</u> (略)

別添様式2

人工乳房及び組織拡張器(乳房用)使用の施設基準に係る届出書添付書類

1 使用する医療材料について(該当する部分に〇印をつける)										
・ 人工乳房	•									
(一次一	(一次一期的再建 一次二期的再建及び二次再建)									
- 組織拡張	器(乳房用)	-								
(一次再	建	二次再建)								
2 形成外科ま	たは乳腺外科	の経験を5年以上有	する医師の	の氏名等						
医師の氏名	所属する	該当する経験分野	経験	常勤・非常勤	医師登録					
	診療科名	<u>(該当部に〇印を</u> つける)	<u>年数</u>	<u>の区分</u> (該当部に	<u>年月日</u>					
		217.07		〇印をつけ						
				<u>る)</u>						
		<u>• 形成外科</u> • 乳腺外科	至	<u>・常勤</u> ・非常勤						
		・形成外科・乳腺外科	生	<u>・常勤</u> ・非常勤						
		· 形成外科 · 乳腺外科	生	・常勤 ・非常勤						
		·形成外科 ·到隐外科	<u>年</u>	<u>・常勤</u> ・非常勤						

[記載上の注意]

- 1 「1」は、使用する材料ごとに、該当する部分全てに〇印をつけること。
- 2 「2」は、5年以上の形成外科または乳腺外科の専門的な研修の経験を有する医師について記載すること。また、当該医師の経歴(当該病院での勤務期間、形成外科または乳腺外科の経験年数及び医師登録の有無がわかるもの)を添付すること。

(3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。

139 組織拡張器

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「皮膚拡張器」であること。
- ② 皮下、粘膜下又は筋肉下に挿入し、皮弁を得ること等を目的に皮膚を伸展させるために 使用する組織拡張器であること。
- ② 機能区分の考え方

使用方法及び使用目的により、一般用と乳房用の合計2区分に区分する。

- ③ 機能区分の定義
 - 一般用
 - ②に該当しないこと。
 - ② 乳房用

次のいずれにも該当すること。

- ア 薬事承認又は認証上、使用目的が乳房再建術に限定されていること。
- イ 形状がしずく形状、半月形状又はクロワッサン形状であって、その趣旨が薬事法承認 事項又は認証事項に明記されていること。
- ウ<u>表面にテクスチャード加工(表面の微細孔加工)が施されており、その趣旨が薬事法</u> 承認事項又は認証事項に明記されていること。

(中略)

181 人工乳房

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「ゲル充填人工乳房」であること。
- (2) 乳房再建術に用いられ、適用部位に埋入することによって乳房の形状を修復又は形成する ことを目的とするものであること。

(※改正箇所=下線部)

7. 大動脈用ステントグラフト 血管分岐部対応型

【販売名】カワスミNajuta胸部ステントグラフトシステム(川澄化学工業株式会社)

[保険償還価格]

1,850,000円 (平成25年7月1日から平成26年3月31日まで1,970,000円)

(決定機能区分: 146 大動脈用ステントグラフト (3) 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)

② 血管分岐部対応型)

〔主な使用目的〕

ステントグラフトに、フェネストレーション(開窓)があり、これらの組み合わせによりステント グラフトとしての規格を構成する。

このことにより、適応範囲の拡大や、分岐血管の閉塞を避けることによる脳虚血や脊椎神経障害のリスク回避ができる。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号) の一部改正 (平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号) 「材料価格基準」の別表Ⅱの146の(3)を次のように改める。

- 146 大動脈用ステントグラフト
 - (3) 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)
 - <u>① 標準型</u>

1,620,000円

② 血管分岐部対応型

(*) 1,850,000円

(*平成25年7月1日から平成26年3月31日まで1,970,000円)

(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のIの3の(75)に次のように加える。

⒀ 大動脈用ステントグラフト

ア~イ (略)

ウ 胸部大動脈用ステントグラフトの血管分岐部対応型は、腕頭動脈、左総頸動脈、左鎖骨 下動脈等の主要血管分岐部を含む部位に使用した場合に算定できる。その際、診療報酬明 細書の摘要欄に該当する主要分岐血管名を記載すること。

(※改正箇所=下線部)

(3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号) の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱの区分146を次のように改める。

- 146 大動脈用ステントグラフト
 - (1) (略)
 - (2) 機能区分の考え方

使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) (1区分)、腹部大動脈用ステントグラフト (補助部分) (1区分)、胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分) (2区分)及び胸部大動脈用ステントグラフト (補助部分) (1区分) の合計 5区分に区分する。

- (3) 機能区分の定義
 - ①~② (略)
 - ③ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)<u>・標準型</u> 次のいずれにも該当すること。

ア~イ (略)

- ウ ④に該当しないこと。
- ④ 胸部大動脈用ステントグラフト (メイン部分)・血管分岐部対応型 次のいずれにも該当すること。
 - ア 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。
 - イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
 - <u>ウ</u>血管分岐部に対応するための開窓部 (フェネストレーション) を有するものであること。
- ⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分) 次のいずれにも該当すること。 ア〜イ (略)

8. 神経再生誘導材

【販売名】神経再生誘導チューブ ナーブリッジ (東洋紡株式会社)

[保険償還価格]

388,000円

(決定機能区分: 178 神経再生誘導材)

〔主な使用目的〕

本品は、外傷などによる末梢神経断裂・欠損部に導入して両断端に連続性を持たせ、神経再生の誘導と機能再建を目的とするガイドチューブである。本品そのものは約2~4ヶ月後に分解・吸収され、体内に残存しない。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱに178として次のように加える。

178 神経再生誘導材

388,000円

(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のIの3の(96)として次のように加える。

96 神経再生誘導材

神経再生誘導材を用いて神経再建術を行った場合は、区分番号「K182」神経縫合術の「1」の点数に準じて算定する。

(※改正箇所=下線部)

(3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに区分178として次のように加える。

178 神経再生誘導材

<u>定義</u>

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「コラーゲン使用吸収性神経再生誘導材」であること。
- (2) 末梢神経断裂・欠損部に導入して両断端に連続性を持たせ、神経再生の誘導と機能再建を 目的とするものであること。
- ③ 吸収性合成高分子材料との二重構造を有するものであること。

9. 気管支用充填材

【販売名】気管支充填材 EWS (原田産業株式会社)

[保険償還価格]

7,400円

(決定機能区分: 179 気管支用充填材)

〔主な使用目的〕

本品は、外科手術による治療が困難で、かつ、気管支充填術が適応となる続発性難治性気胸、肺切除後に遷延するエアリーク及びその他の瘻孔を有する患者の気管支に充填し、瘻孔を閉鎖するために用いる。

<関連する通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日 厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱに179として次のように加える。

179 気管支用充填材

7,400円

(※改正箇所=下線部)

(2) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のIの3の(97) として次のように加える。

⑨ 気管支用充填材

気管支用充填材を用いて瘻孔閉鎖を行った場合の手技料は、区分番号「D302」気管支ファイバースコピーの点数に含まれ、別に算定できない。

(※改正箇所=下線部)

(3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日付保医発0305第8号)の一部改正(平成25年6月27日 保医発0627第2号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱに区分179として次のように加える。

179 気管支用充填材

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(7)内臓機能代用器」であって、一般的名称 が「気管支用充填材」であること。
- (2) 内視鏡下で気管支に充填し、外科手術が困難な難治性気胸や気管支瘻等の治療を目的とするものであること。

10. 陰圧創傷治療用カートリッジ

【販売名】SNaP 陰圧閉鎖療法システム (センチュリーメディカル株式会社)

[保険償還価格]

21,000円

(決定機能区分: 180 陰圧創傷治療用カートリッジ)

〔主な使用目的〕

適応疾患(既存治療に奏効しない、或いは奏効しないと考えられる難治性創傷)に対して、管理された設定陰圧を付加し、同時に滲出液を貯留する製品である。システム全体として創の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治癒の促進を目的とする。

<関連する告示・通知の改正>

(1) 「材料価格基準」(平成 20 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 61 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 28 日厚生労働省告示第 216 号)

「材料価格基準」の別表Ⅱに180として次のように加える。

180 陰圧創傷治療用カートリッジ

21,000円

(※改正箇所=下線部)

(2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付保医発0305 第1号)の一部改正(平成25年6月27日 保医発0627第2号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1を次のように改める。

第2章 特揭診療料

第9部 処置

<処置料>

(一般処置)

J001 熱傷処置

 $(1) \sim (3)$

- (4) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行った場合は、局所陰圧閉鎖処置用材料 で被覆すべき創傷面の広さに応じて各号により算定する。ただし、入院中の患者以外に 使用した場合に限る。
- (5) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際、局所陰圧閉鎖処置用材料の初回 の貼付に限り、区分番号「J003」の「注」による所定点数を加算する。ただし、入 院中に区分番号「J003」局所陰圧閉鎖処置(1日につき)を算定していた患者が引 き続き外来で使用した場合は算定できない。
- (6) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際は、部位数にかかわらず、所定点 数を算定する。
- (7) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いて処置を行う際は、区分番号「J001-4」重度褥瘡処置及び区分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて算定できない。区分番号「J000」創傷処置又は区分番号「J001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする創傷を重複して算定できない。
- (8) 陰圧創傷治療用カートリッジを用いた処置終了後に引き続き創傷部位の処置が必要な 場合は、区分番号「J000」創傷処置により算定する。
- (9) <u>陰圧創傷治療用カートリッジを用いた処置を算定する場合は、特定保険医療材料の局</u> 所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定することができる。
- 1003 局所陰圧閉鎖処置(1日につき)
 - (1) 入院中の患者に対して処置を行った場合に限り算定できる。
 - (<u>2</u>) 「1」から「3」に示す範囲は、局所陰圧閉鎖処置用材料で被覆すべき創傷面の広さをいう。
 - (3) 部位数にかかわらず、1日につき、所定点数により算定する。
 - (4) 局所陰圧閉鎖処置を算定する場合は、区分番号「J001-4」重度褥瘡処置及び区

分番号「J053」皮膚科軟膏処置は併せて算定できない。区分番号「J000」創傷 処置又は区分番号「J001」熱傷処置は併せて算定できるが、当該処置が対象とする 創傷を重複して算定できない。

- (<u>5</u>) 局所陰圧閉鎖処置終了後に引き続き創傷部位の処置が必要な場合は、区分番号「JOO」創傷処置により算定する。
- (6) 「注」に規定する加算は、入院中以外の患者が陰圧創傷治療用カートリッジを用いて 処置を行っていた場合で、引き続き入院中に局所陰圧閉鎖処置を行った場合は算定でき ない。
- (7) 局所陰圧閉鎖処置を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を 併せて使用した場合に限り算定することができる。

(※改正箇所=下線部)

(3) 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号)の一部 改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成 24年3月5日保医発 0305第7号)の(別表)を次のように改める。

I 医科点数表関係

(別表)

処置

<u> </u>								
特定診療報酬算定医療機		定義						
器の区分	薬事法承認上の位置付け		その他の条件	対応する診療報酬項目				
	類別	一般的名称						
持続的胸腔ドレナージ	機械器具 (32)	胸腔吸引器	持続的胸腔ドレ	J002	ドレーン法			
	医療用吸引器		ナージ (吸引) が					
			可能なもの		I Little (mt mt)			
				J019	持続的胸腔ドレナ			
					ージ			
陰王創傷治療用カートリ	医療用品(4)	単回使用陰圧創	管理された陰圧	J003	局所陰王閉鎖処置			
ッジ	整形用品	傷治療システム	を付加し、創傷治		(1日につき)			
			療を促進するも					
			<u>の</u>					
			_					
		/ い!= :1 8を \			1			
(以下略)								

(※改正箇所=下線部)

(4) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号) の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。

159 局所陰圧閉鎖処置用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「陰圧創傷治療システム」又は「単回使用陰圧創傷治療システム」であること。

(中略)

180 陰圧創傷治療用カートリッジ

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「単

回使用陰圧創傷治療システム」であること。

(2) 管理された陰圧を付加することで、創傷の保護、肉芽形成の促進、滲出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治療を促進することを目的とするものであること。

(※改正箇所=下線部)

11. 核医学診断用ポジトロン CT 装置

【販売名】PEM Flex Solo Ⅱ PET スキャナー(セティ株式会社)

[保険償還価格]

特定保険医療材料ではなく、技術料にて評価する

〔主な使用目的〕

全身 PET 検査に伴い患者に投与したポジトロン放射性医薬品の乳房における分布を、ガンマ線検出器を用いて体外から検出し、画像情報として診療のために提供することを目的とする。(ただし、全身 PET 検査を行わない本品単独での PET 検査は除く。)

<関連する通知の改正>

(1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付保医発0305 第1号)の一部改正(平成25年6月27日 保医発0627第2号)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の別添1を次のように改める。

第2章 特揭診療料

第4部 画像診断

第2節 核医学診断料

E100 シンチグラム (画像を伴うもの)

- (1) 「注3」の加算における所定点数には「注2」による加算は含まれない。
- (2) 乳房用ポジトロン断層撮影は、乳房専用のPET装置を用いて、診断用の画像としてポジトロン断層撮影画像を撮影するものをいい、本区分「3」及び区分番号「E1 01」シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影(同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき)の所定点数を併せて算定する。
- (3) 乳房用ポジトロン断層撮影は、画像の方向、スライスの数、撮影の部位数、疾病の 種類等にかかわらず、所定点数のみにより算定する。
- (4) 乳房用ポジトロン撮影は、¹⁸FDGを用いて、乳がんの病期診断及び転移・再発の 診断を目的とし、他の検査、画像診断により病期診断及び転移・再発の診断が確定で きない患者に使用した場合に限り算定する。
- (5) 乳房用ポジトロン撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影の「2」 18FDGを用いた場合(一連の検査につき)、区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検査につき)の「2」18FDGを用いた場合(一連の検査につき)又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影と併せて同日に行った場合に限り算定する。なお、18FDGの合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (6) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影又は 区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検 査につき)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ている保険 医療機関に限り算定できる。
- (7) 乳房用ポジトロン断層撮影は、区分番号「E101-2」ポジトロン断層撮影又は 区分番号「E101-3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(一連の検 査につき)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出ている保険 医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相 当する点数により算定する。

12. 心臟固定用圧子

【販売名】オクトパス Nuvo MICS スタビライザー(日本メドトロニック株式会社)

[保険償還価格]

本医療機器は区分A2 (特定包括)に該当するため、特定の診療報酬項目に包括して評価される。((2) 参照)

〔主な使用目的〕

本品は、心拍動下における開胸可視下の心臓外科手術の際に、心臓の特定部位の動きを最小限にし、吻合部位を静止させる機器である。

術野以外からスタビライザーを挿入するため、小切開でも術野を最大限に確保し処置できる。

<関連する通知の改正>

(1) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のIの3に(38-3)として次のように加える。

(%) 固定用内副子 (プレート)

ストレートプレート(生体用合金 I・S)及びストレートプレート(生体用合金 I・L) を胸骨に用いる場合は、以下のいずれかに該当した場合に限り算定できる。その際、診療 報酬明細書の摘要欄に該当する項目を記載すること。

- ア 高度肥満 (BMI30以上) の患者
- イ インスリン依存型糖尿病の患者
- ウ 重症ハイリスク症例と考えられる患者(高度慢性閉塞性肺疾患、ステロイド使用患者、 両側内胸動脈を使用したバイパス例、起立時・歩行時に上肢に体重をかける必要のある 脳神経疾患患者等)

(※改正箇所=下線部追加)

(2) 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号) の一部 改正 (平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成 24年3月5日保医発 0305第7号)の(別表) を次のように改める。

I 医科点数表関係

(別表)

手術

特定診療報酬算定医療機		定義						
器の区分	薬事法承認	上の位置付け	その他の条件	対応する診療報酬項目				
	類別	一般的名称						
(中略)								
心臟固定用王子	機械器具 (42) 医療用剥離子	<u>単回使用機器固定用压子</u>	心拍動下における心臓手術時に、 心臓の特定部位 の動きを制限するもの	<u>K552-2</u>	<u>記動脈、大動脈・イ</u> パス移植術 (人工心 肺を使用しないも の)			
(以下略)								

(3) 「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 8 号)の一部改正(平成 25 年 6 月 27 日 保医発 0627 第 2 号)

「特定保険医療材料の定義について」の別表Ⅱを次のように改める。

- 061 固定用内副子 (プレート)
 - (1) ~(2) (略)
 - ③ 機能区分の定義
 - ① ストレートプレート(生体用合金 I・S) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - i 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用されるプレートであること。
 - ii 胸骨の骨折の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが4本以下であること。

イ~ウ (略)

- ② ストレートプレート (生体用合金 I・L) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - <u>i</u> 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。)に使用されるプレートであること。
 - <u>ii</u> 胸骨の骨折の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが 5 本以上であること。

イ~ウ (略)

③~⑨ (略)

(※改正箇所=下線部)

(日本医師会 医療保険課)